

昭和三十四年法律第百四十一号

国民年金法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 被保険者(第七条―第十四条の五)
- 第三章 給付
 - 第一節 通則(第十五条―第二十五条)
 - 第二節 老齢基礎年金(第二十六条―第二十九条)
 - 第三節 障害基礎年金(第三十条―第三十六条の四)
 - 第四節 遺族基礎年金(第三十七条―第四十二条)
 - 第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金
 - 第一款 付加年金(第四十三条―第四十八条)
 - 第二款 寡婦年金(第四十九条―第五十二条)
 - 第三款 死亡一時金(第五十二条の二―第六十八条)
 - 第六節 給付の制限(第六十九条―第七十三条)
- 第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置(第七十四条)
- 第五章 積立金の運用(第七十五条―第八十四条)
- 第六章 費用(第八十五条―第一百条)
- 第七章 不服申立て(第一百一条―第一百一条の二)
- 第八章 雑則(第一百二条―第一百十条)
- 第九章 罰則(第一百一十一条―第一百四十四条)
- 第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会
 - 第一節 国民年金基金
 - 第一款 通則(第一百五十五条―第一百八条の二)
 - 第二款 設立(第一百九条―第一百九条の五)
 - 第三款 管理(第二十條―第二百二十六条)
 - 第四款 加入員(第二百二十七条・第二百二十七条の二)
 - 第五款 基金の行う業務(第二百二十八条―第二百三十三条)
 - 第六款 費用の負担(第二百三十四条・第二百三十四条の二)

第七款 解散及び清算(第三十五条―第三十七条の二の四)

第八款 合併及び分割

- 第一目 合併(第三十七條の三―第三十七條の三の六)
- 第二目 分割(第三十七條の三の七―第三十七條の三の十二)
- 第三目 雑則(第三十七條の三の十三―第三十七條の三の十六)

第二章 国民年金基金連合会

第一款 通則(第三十七條の四―第三十七條の四の三)

第二款 設立(第三十七條の五―第三十七條の七)

第三款 管理及び会員(第三十七條の八―第三十七條の十四)

第四款 連合会が行う業務(第三十七條の十五―第三十七條の二十一)

第五款 解散及び清算(第三十七條の二十二―第三十七條の二十四)

第六款 雑則(第三十八條―第四十二条の二)

第三章 附則

第一章 総則

第一条 (国民年金制度の目的)

第二項に規定する理念は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

第二条 (国民年金の給付)

第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

(管掌)

第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。)、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事

業団(以下「共済組合等」という。)に行わせることができる。

3 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととすることができる。

(年金額の改定)

第四条 この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(財政の措置)

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六條の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(用語の定義)

第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。)に係るもの及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第七條第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間並びに同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

2 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。

3 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

4 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料(納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。)に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

8 この法律において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

9 この法律において、「実施機関たる共済組合等」とは、厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。
(事務の区分)

第六条 第十二条第一項及び第四項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)並びに第百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二章 被保険者
(被保険者の資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。)を受け得ることができ、若しこの法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「第一号被保険者」という。)
- 二 厚生年金保険の被保険者(以下「第二号被保険者」という。)
- 三 第二号被保険者の配偶者(日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。)であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの(第二号被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち二十歳以上六十歳未満のもの(以下「第三号被保険者」という。)

2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に必要事項は、政令で定める。

3 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
(資格取得の時期)

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

- 一 二十歳に達したとき。
- 二 日本国内に住所を有するに至つたとき。
- 三 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受け得ることができ、若しこの法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなつたとき。
- 四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
- 五 被扶養配偶者となつたとき。
(資格喪失の時期)

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第二号に該当するに至つた日に更に第七條第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき(第四号については、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限る。))は、その日に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国内に住所を有しなくなつたとき(第七條第一項第二号又は第三号に該当するときは、これを除く。)
- 三 六十歳に達したとき(第七條第一項第二号に該当するときは、これを除く。)
- 四 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受け得ることができ、若しこの法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき(第七條第一項第二号又は第三号に該当するときは、これを除く。)
- 五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき(第七條第一項各号のいずれかに該当するときは、これを除く。)
- 六 被扶養配偶者でなくなつたとき(第七條第一項第一号又は第二号に該当するときは、これを除く。)

第十条 削除

(被保険者期間の計算)

第十一条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

第十二条 第一号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別(第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。)に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月が最後の種別の被保険者であつた月とみなす。
(届出)

第十三条 被保険者(第三号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第六十二条から第二十四号まで、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十九条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したとき(氏名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。)は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。

5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」という。))又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。))である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。

7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者を使用する事業所(厚生年金保険法第六條第一項に規定する事業所をいう。)の事業主(同法第二十七條に規定する事業主をいう。第八條第三項において同じ。)をいう。

8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の理由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。

9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに厚生労働大臣に届出があつたものとみなす。

第十二条の二 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十條 遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受け得ることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）を受け得ることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）を受け得ることができるときは、同様に同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）を受け得ることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されるときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

第二十條の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年金の支払の調整）

第二十一條 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の当該減額すべき部分については、同様とする。

3 同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同

法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

第二十一條の二 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

第二十一條の二 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免れる。

（不正利得の徴収）

第二十三條 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第二十四條 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十五條 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

（支給要件）

第二十六條 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年に満たないときは、この限りでない。

（年金額）

第二十七條 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七條の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数

二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

八 保険料全額免除期間（第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の

月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数(改定率の改定等)

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ。)に対する当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率(以下「保険料率」という。)の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度(第二十七条の五第一項

第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。)以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする。

2 前項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における改定率の改定の特例) 第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率(第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下同じ。)に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。)を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者(この法律又は厚生年金保険法の被保険者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 ○・九九七

2 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とする。

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

4 前三項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を

乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号ロにおいて「基準年度以後算出率」という。)を基準とする。

一 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の前三項に規定する特別調整率)を乗じて得た率

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が一を下回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 名目手取り賃金変動率

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率(物価変動率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

4 前三項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の受給権者であったとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 七十五歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十五歳に達した日以後にある者(前号に該当する者を除く。) 七十五歳に達した日

3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

(失権) 第二十九条 老齢基礎年金の受給権者は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害基礎年金 (支給要件)

第三十条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果も期待できない状態に至つた日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者であること。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第三十条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

4 第一項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第四十七条又は第四十七条の二の規定による障害厚生年金について、同法第五十二条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに同項の請求があつたものとみなす。

第三十条の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この条において「基準傷病」という。)に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この条において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書用「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替へるものとする。

3 第一項の障害基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者(同日において被保険者でなかつた者に限る。)が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日以後において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日以後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十一条 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

(年金額)

第三十三条 障害基礎年金の額は、七十八万九千九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権者取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日以後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日以後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害(障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由と

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権者取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日以後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日以後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害(障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由と

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権者取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日以後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日以後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害(障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由と

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権者取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日以後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日以後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害(障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由と

なつた障害の程度より増進したときは、その者は、厚生労働大臣に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6 第一項の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(失権)

第三十五条 障害基礎年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にならぬ者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく二年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

(支給停止)

第三十六条 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による障害補償を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

2 障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十

五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害(その他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が障害等級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第三十条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、その支給を停止する。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)他の法律において準用する場合を含む。)に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができるとき。

二 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

四 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が前条第一項又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。)が、いずれも政令で定める額に満たないときは、第一項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額を超えるときは、当該障害基礎年金のうちその超える額に相当する部分については、この限りでない。

4 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

5 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、障害又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項、第三項及び前項の規定を適用しない。

6 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」といふ。)の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の十月から翌年の九月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一(第三十三条の二第二項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一)に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下「被災者」といふ。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の九月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年におけるその損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた期間に遡つて、その支給を停止する。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第四節 遺族基礎年金

(支給要件)

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。)が、死亡したとき。

四 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

(遺族の範囲)

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子(以下単に「配偶者」といふ。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものである。

一 配偶者については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
(年金額)

第三十八條 遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

第三十九條 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七條の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

2 配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した当時第三十七條の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

3 配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。
二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。以下同じ。)をしたとき。
三 配偶者以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつたとき。
四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

五 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。
六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

第三十九條の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八條の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。
(失権)

第四十條 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき。
三 養子となつたとき(直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く。)
2 配偶者によつて遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、第三十九條第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてその全ての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。
3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。
二 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

第四十一條 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて、労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。
2 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するときは(配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。)、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。
第四十二條の二 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時に遡つて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。
第四十二條 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。
3 第三十九條の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替へるものとする。

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金
第一款 付加年金
第四十三條 付加年金は、第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を

有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。
(年金額)

第四十四條 付加年金の額は、二百円に第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。
(国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散の場合の取扱い)

第四十五條 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、次の各号に掲げる期間は、それぞれ、第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなし、前二條の規定を適用する。
一 その解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間であつて、国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つている年金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの(第八十七條の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。)
二 その解散に係る国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員であつた期間であつて、納付された掛金に係るもの(第八十七條の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。)

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が付加年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会が解散したものであるときは、その国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

3 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得した後当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会が解散したものである場合(前項の規定に該当する場合を除く。))におけるその者に対する第四十三條の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であつた国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つていた国民年金基金連合会が解散」と読み替へるものとする。

(支給の繰下げ)
第四十六條 付加年金の支給は、その受給権者が第四十八條第一項に規定する支給繰下げの申出

を行つたときは、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 第二十八条第四項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

(支給停止)

第四十七条 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

(失権)

第四十八条 付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第二款 寡婦年金

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者として死亡した被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である夫(保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。)が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

2 第三十七条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「夫」と読み替えるものとする。

3 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の例によつて計算した額の四分の三に相当する額とする。

(失権)

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第三款 死亡一時金

(支給要件)

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けた者が死亡したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 1 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受けることができる者があるとき。ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。
- 2 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子又は死亡した者の配偶者が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができるに至つたとき。ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

3

第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合(その者の死亡によりその者の配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によつて当該遺族

基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

(遺族の範囲及び順位等)

第五十二条の三 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 死亡一時金(前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。)を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(金額)

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険金額	
一八〇月以上二四〇月未満	一四五、〇〇〇円
二四〇月以上三〇〇月未満	一七〇、〇〇〇円
三〇〇月以上三六〇月未満	二二〇、〇〇〇円

三六〇月以上四二〇月未満	二七〇、〇〇〇円
四二〇月以上	三二〇、〇〇〇円

2 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

第五十二条の五 第四十五条第一項の規定は、死亡一時金について準用する。この場合において、同項中「前二条」とあるのは、「第五十二条の四第二項」と読み替えるものとする。

(支給の調整)

第五十二条の六 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けられることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

第五十三条から第六十八条まで 削除

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第七十一条 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であつた者が故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前、その者の死亡によつて遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十一条の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に応じなかつたとき。

二 障害基礎年金の受給権者又は第七十七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題を拒んだとき。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

第五章 積立金の運用

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

（運用職員の責務）

第七十七条 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第七十八条 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（懲戒処分）

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）の定めるところによる。

第八十一条から第八十四条まで 削除

第六章 費用

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七号第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各政府及び実施機関に係る第九十四条の第三項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

(1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

(2) 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

(3) 当該保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

(4) 当該保険料全額免除期間（第九十条の第三項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得た数

ロ 第二十七号各号に掲げる月数を合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

平成十七年度に属する月の月分	十円
平成十八年度に属する月の月分	十円
平成十九年度に属する月の月分	十円
平成二十年度に属する月の月分	十円
平成二十一年度に属する月の月分	十円
平成二十二年に属する月の月分	十円
平成二十三年に属する月の月分	十円
平成二十四年度に属する月の月分	十円
平成二十五年度に属する月の月分	十円
平成二十六年に属する月の月分	十円
平成二十七年に属する月の月分	十円
平成二十八年に属する月の月分	十円
平成二十九年及び平成三十年一月一、六、九、六、六、六に属する月の月分	十円
令和元年度以後の年度に属する月の月分	十円

4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年における物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。

第八十七条の二 第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月についてのみ行うことができる。

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料（既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの（国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。）を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることを定める。

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金基金の加入員となつたと

きは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合）にあつては、出産の日、第六十六条第一項及び第八十八条第二項において「出産予定日」という。）の属する月（以下この条において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条 被保険者（前条及び第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しな

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者、寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当すると

き。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当すると

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五項第六項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分取消しの申請があつたときに準用する。

5 第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6 第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五項第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一

項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

第九十二条 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令で定める。

第九十二条の二 厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

第九十二条の二の二 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができることと認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付さ

せることを希望する旨の申出をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができることと認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの

三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を、その名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務

を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五項第一項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五項第四項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第五項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をして、もなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、

納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条の六 厚生労働大臣は、第九十二条の

第三項第一号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第九十二条の第三項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。
- 二 第九十二条の四第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備へ付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十三条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者(老齢基礎年金の受給権者を除く)は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九

十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料(承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。)の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

第九十四条の二 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十四条の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者(厚生年金保険の実施者たる政府にあつては、第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、実施機関たる共済組合等にあつては、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者(国家公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。)とする。)の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

第九十四条の四 各地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)は、毎年度、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額のうち各地方公務員共済組合における厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬(以下この条において「標準報酬」という。)の総額(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における標準報酬の総額)を考慮して政令で定めるところにより算定した額を負担する。

第九十四条の五 厚生労働大臣は、実施機関たる共済組合等に対し、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者の数その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

第九十五条 政府は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3 第一項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

4 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の二 政府は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の三 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の四 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の五 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の六 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の七 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の八 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の九 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十一 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十二 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十三 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十四 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十五 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十六 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十七 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十八 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の十九 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十一 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十二 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十三 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十四 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十五 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十六 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十七 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十五条の二十八 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてい

るものとする。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

る者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会から徴収する。ただし、第三百七十七条の十九第一項の規定により国民年金基金連合会が当該解散した国民年金基金から徴収すべきときは、この限りでない。(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でない限りならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合において、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならぬ。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間

に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(先取特権)

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第九十九条及び第一百条 削除

第七章 不服申立て

第一百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分(共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。)

又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分(不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第十四条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。)

2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみならず、請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができる。

5 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。

6 共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査等に関する処分(不服がある者は、当該共済組合等に係る各法(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。)の定めるところにより、当該共済各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。7 前項の規定による共済組合等が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とする。この限りでない。(審査請求と訴訟との関係)

第九十二条 年金給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとする。第九十三条 年金給付の支給を受ける権利は、当該月の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。第九十四条 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

第九十五条 第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとは、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第九十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、第九十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、會計法第三十二条の規定を適用しない。(期間の計算)

第九十九条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別

段の規定がある場合を除くほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。(戸籍事項の無料証明)

第一百零一条 市町村長(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。(届出等)

第一百零二条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、第十二条第一項又は第五項に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一百零三条 第十二条第二項及び第四項の規定は、第三号被保険者以外の被保険者に係る前項の届出について、同条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。

第一百零四条 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第一百零五条 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一百零六条 厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡については、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第一百零七条 第十二条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。この場合において、同条第六項中「第三号

受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

めに必要な限度において、全額免除要件該当被保険者等が第九十条第一項各号のいずれかに該当することの事実に関する情報を提供することができる。

5 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、指定全額免除申請事務取扱者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

6 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 指定全額免除申請事務取扱者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なく、第一項の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 第一項の指定の手續その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（学生納付特例の事務手續に関する特例）

第九十条の二の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二十条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三十二条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請（以下この条において「学生納付特例申請」という。）に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第八十三条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者（以下この条において「学生等被保険者」という。）の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。

2 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第九十条の三第一項の規定及び同条第二項において準用する第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があつたものとみなす。

3 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該学生納付特例申請をしなければならない。

4 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手續その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険料納付確認団体）

第九十条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体が政令で定めるものであつて、厚生労働大臣がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「保険料納付確認団体」という。）は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実（次項において「保険料滞納事実」という。）の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手續その他保険料納付確認団体に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行ふこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行ふこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理
二 削除
三 第十二条第四項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理
四 第十二条の二第一項の規定による届出の受理
五 第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理
六 第十六条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理
七 第二十条第二項の規定による申請の受理
八 第二十条の二第一項の規定による申出の受理
九 第二十八条第一項（附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項（附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第九條の二の二第一項の規定による請求の受理
十 第三十条の二第一項及び第三十条の四第二項の規定による請求の受理
十一 第三十三条の二第四項の規定による認定
十二 第三十四条第二項及び第四項の規定による請求の受理
十三 第三十七条の二第三項（第四十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定

十三 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による申請の受理
十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理
十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理
十六 第九十条第二項の規定による申出の受理
十七 第九十条第三項（第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分（取消し）及び承認
十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認
十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理
二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理
二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入検査
二十二 第九十四条第一項の規定による承認
二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）
二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索
二十五 第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

- 二十六 第四百条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領
- 二十七 第二百五条第一項、第三項及び第四項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二百五条第三項の規定による書類その他の物件の受領
- 二十八 第六十六条第一項の規定による命令及び質問
- 二十九 第七十七条第一項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問並びに第七十七条第二項の規定による命令及び診断
- 三十 第八十一条及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八条の規定による資料の提供の求め（第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。）
- 三十一 第八十一条の二の規定による情報の受領
- 三十二 第八十一条の三第二項の規定による情報の提供の求め
- 三十三 第八十一条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による報告の求め及び立入検査
- 三十四 第九十条の二第一項の規定による指定の申請の受理
- 三十五 第九十条の二第二項の規定による指定の申請の受理
- 三十六 第九十条の二第三項の規定による届出の受理
- 三十七 第九十条の三第二項の規定による請求の受理
- 三十八 第九十条の四の二第一項の規定による届出の受理
- 三十九 第九十条の四の三第一項の規定による承認
- 四十 第九十条の四の七第一項、第九十条の四の九第一項、第九十条の四の十第一項及び第九十条の四の十一第一項の規定による申出の受理並びに附則第九条の四の七第二項、第九十条の四の九第二項、第九十条の四の十第二項

- 及び第九十条の四の十一第二項の規定による承認
- 三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不相当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つていない第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。
- 6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つていない第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠へいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。
- 2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行つたときは、又は同項の委任に基づき行つていない滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。
- 6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。
- 7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。

- （機構が行う滞納処分等に係る認可等）
- 第九十条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- 2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に關する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
- 3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。（滞納処分等実施規程の認可等）
- 第九十条の七 機構は、滞納処分等の実施に關する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。（機構が行う立入検査等に係る認可等）
- 第九十条の八 機構は、第九十条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 機構が第九十条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第九十条並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。（地方厚生局長等の権限の委任）
- 第九十条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第九十条の五第一項及び第二項並びに第十項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定める

とることにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四)に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

(機構への事務の委託)

第九百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二 第十四条の五の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第九百九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

四 第十九条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)、及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九百九条の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九百九条の四第一項第七号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第二十三条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第九百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九百九条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)、第九条の二の二第三項及び第九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務(第九百九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。)

九 第三十条第一項、第三十条の二第三項(第三十条の四第三項において準用する場合を含む。)、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(第九百九条の四第一項第九号に掲げる請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。)

十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第二項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務(第九百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金の裁定を除く。)

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項(第四十二條第三項において準用する場合を含む。)、の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十四 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務(第九百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務(第九百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。)

十六 第四十五条第二項の規定による付加年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務(当該寡婦年金の裁定を除く。)

十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務(当該死亡一時金の裁定を除く。)

二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(当該障害基礎年金の裁定を除く。)

二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務(当該給付の裁定を除く。)

二十三 第七十一条の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。)

二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る事務(第九百九条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九百九条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務(当該通知を除く。)

二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務(第九百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務(第九百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務(当該取消しを除く。)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第九百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九百九条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

三十三 第九十八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務(第九百九条の四第一項第三十一号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第九十八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第四項の規定による催告及び同条第五項の規定による命令に係る事務(当該催告及び命令を除く。)

三十五 第九十九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消しに係る事務(当該認可及び認可の取消しを除く。)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第九百九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)

第九百九条の二第四項の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

同条第五項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

及び同条第六項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十六の二 第九百九条の二の二第一項の規定による指定に係る事務(第九百九条の四第一項第三十三号の二に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)

第九百九条の二の二第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十七 第九百九条の三第一項の規定による指定に係る事務(第九百九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)

第九百九条の三第三項の規定による情報の提供

に係る事務(当該情報の提供を除く。)、同条第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)、及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十八 第九十九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

三十九 附則第七条の三第四項及び第九十九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務(第九十九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く。)

四十 附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。)

四十一 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(機構が行う収納)

第九十九条の十一 厚生労働大臣は、会計法第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めることにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。(情報の提供)

第九十九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關する必要な情報の提供を行うものとする。(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第九十九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。(研修)

第九十九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。(経過措置)

第九十九条の十五 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。(実施命令)

第一百条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 罰則
第九十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第九十二条の二 第九十一条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第八項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十一条の三 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の国民年金基金又は国民年金基金連合会の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その国民年金基金又は国民年金基金連合会の業務に関して同項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その国民年金基金又は国民年金基金連合会に対しても、同項の罰金刑を科す。
第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条第一項又は第五項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
三 第六十六条第一項の規定により資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命ぜられたこれに従わず、若しくは虚偽の書類その他の物件の提出をし、又は同項の規定による当該職員(第九十九条の八第二項において読み替えて適用される第六十六条第一項に規定する機構の職員を含む。)の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第九十三条 第十二条第一項又は第五項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。
第九十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき
二 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示したとき

第九十三条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第九十一条の二又は前条(第四号及び第五号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科す。
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第九十三条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。
一 第九十九条の六第一項及び第二項、第九十九条の七第一項、第九十九条の八第一項並びに第九十九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき
二 第九十九条の七第三項の規定による命令に違反したとき

三 第九十八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
四 第九十九条の二第七項の規定に違反したとき
五 第九十九条の三第六項の規定に違反したとき
第九十三条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第九十一条の二又は前条(第四号及び第五号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科す。
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第九十三条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。
一 第九十九条の六第一項及び第二項、第九十九条の七第一項、第九十九条の八第一項並びに第九十九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき
二 第九十九条の七第三項の規定による命令に違反したとき
第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第九十五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。
二 第九十五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
三 第九十五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

四 第二百五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会

第一節 国民年金基金

第一款 通則

(基金の給付)

第百十五條 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第一条の目的を達成するため、加入員の老齢に関して必要な給付を行なうものとする。

(種類)

第百十五條の二 基金は、地域型国民年金基金（以下「地域型基金」という。）及び職能型国民年金基金（以下「職能型基金」という。）とする。

(組織)

第百十六條 地域型基金は、第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第百二十七条第一項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2 職能型基金は、第一号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3 前二項に規定する者は、加入員たる資格を有する者という。

(法人格)

第百十七條 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百十八條 基金は、その名称中に国民年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、国民年金基金という名称を用いてはならない。

(地区)

第百十八條の二 基金の地区は、地域型基金にあつては、一（第百三十七條の三の規定による吸収合併後存続する地域型基金にあつては、一以上）の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

第二款 設立

(設立委員等)

第百十九條 地域型基金を設立するには、加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣が任命した者が設立委員とならなければならない。

2 前項の設立委員の任命は、三百人以上の加入員たる資格を有する者が厚生労働大臣に地域型基金の設立を希望する旨の申出を行った場合に行うものとする。

3 職能型基金を設立するには、その加入員とならうとする十五人以上の者が発起人とならなければならない。

4 地域型基金は、千人以上の加入員がなければ設立することができない。

5 職能型基金は、三千人以上の加入員がなければ設立することができない。

(創立総会)

第百十九條の二 設立委員又は発起人（以下「設立委員等」という。）は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 設立委員等が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができ。ただし、地区及び加入員に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、加入員たる資格を有する者であつてその会日までに設立委員等に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可)

第百十九條の三 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期)

第百十九條の四 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日加入員の資格を取得するものとする。

(理事長（の事務引継）)

第百十九條の五 設立の認可があつたときは、設立委員等は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

第三款 管理

(規約)

第百二十條 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
二 事務所の所在地
三 地区
四 代議員及び代議員会に関する事項
五 役員に関する事項
六 加入員に関する事項
七 年金及び一時金に関する事項
八 掛金に関する事項
九 資産の管理その他財務に関する事項
十 解散及び清算に関する事項
十一 業務の委託に関する事項
十二 公告に関する事項
十三 その他組織及び業務に関する重要事項

2 職能型基金の規約には、前項に掲げる事項のほか、その設立に係る事業又は業務の種類を定めなければならない。

3 前二項の規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公告)

第百二十一條 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第百二十二條 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。

3 代議員は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。

4 設立当時の代議員は、創立総会において、第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。

5 代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

7 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

8 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百二十三條 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
二 毎事業年度の予算
三 毎事業年度の事業報告及び決算
四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百二十四條 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、代議員会において互選する。ただし、理事の定数の三分の一（第百三十七條の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあつては、二分の一）を超えない範囲内においては、代議員会において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選挙することができる。

3 設立当時の理事は、創立総会において、第百十九條の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、年金に関する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。

4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

6 設立当時の監事は、創立総会において、学識経験を有する者及び第十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから、それぞれ一人を選挙する。

7 役員は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員は任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員職務）
第二百二十五条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

（理事の義務及び損害賠償責任）
第二百二十五条の二 理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。（理事の禁止行為等）

第二百二十五条の三 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

（理事長の代表権の制限）
第二百二十五条の四 基金と理事長（第二百二十五条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

（基金の役員及び職員の公務員たる性質）
第二百二十六条 基金の役員及び基金に使用されるその事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（加入員）
第二百二十七条 第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

2 前項の申出をした者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

- 一 被保険者の資格を喪失したとき、又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつたとき。
- 二 地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業又は業務に従事する者でなくなつたとき。
- 三 第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。
- 四 農業者年金の被保険者となつたとき。
- 五 当該基金が解散したとき。

4 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。（準用規定）

（準用規定）
第二百二十七条の二 第十二条第一項の規定は、加入員について、同条第二項の規定は、加入員に属する世帯の世帯主について準用する。この場合において、同条第一項中「市町村長」とあるのは「基金」と、同条第二項中「被保険者」とあるのは「加入員」と読み替へるものとする。

（基金の業務）
第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。

2 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）、又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託（保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4 信託会社 信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。

6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務（第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に限る。）を受託することができる。

（年金数理）
第二百二十八条の二 基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

（基金の給付の基準）
第二百二十九条 基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。

2 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金の受給権の消滅事由以外の事由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

3 基金が支給する一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。

（基金が支給する年金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。）

2 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金の額は、二百円（第二十八条又は附則第九条の二若しくは第九条の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金については、政令で定める額。以下同じ。）に納付された掛金に係る当該基金の加入員であつた期間（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。以下「加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。

3 基金が支給する一時金の額は、八千五百円を超えるものでなければならない。

第二百三十一条 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金がその金額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただ

し、当該年金の額のうち、二百円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。
(積立金の積立て)
第百三十一條の二 基金は、政令の定めるところにより、積立金を積み立てなければならない。
(資金の運用等)

第百三十二條 基金の積立金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。
2 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

3 基金は、事業年度その他その財務に関して、前条及び前二項の規定によるほか、政令の定めるところによりなければならない。
(準用規定)
第百三十三條 第十六条及び第二十四条の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十一条の二の規定は、基金が支給する年金及び一時金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、基金について、第二十五條、第二十七條後段及び第七十一條第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六條中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第二十一條の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十四條中「老齢基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一條第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替へるものとする。

第六款 費用の負担
第百三十四條 基金は、基金が支給する年金及び一時金に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。
2 掛金は、年金の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。
(準用規定)
第百三十四條の二 第八十八條の規定は、加入員について、第九十五條、第九十六條第一項から

第五項まで、第九十七條及び第九十八條の規定は、掛金及び第百三十三條において準用する第二十三條の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八條及び第九十七條第一項中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、「前条第一項」とあるのは「第百三十四條の二において準用する前条第一項」と読み替へるものとする。
2 基金は、前項において準用する第九十六條第四項の規定により国税滞納処分例により処分を受けなければならない。
第七款 解散及び清算
第百三十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。
一 議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決
二 基金の事業の継続の不能
三 第百四十二條第五項の規定による解散の命令
2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(基金の解散による年金等の支給に関する義務の消滅)
第百三十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。
(清算中の基金の能力)
第百三十六條の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。
(清算人等)
第百三十七條 基金が第百三十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。
2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 基金が第百三十五條第一項第三号の規定により解散したとき。
三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。
4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に分配しなければならない。
(清算人の職務及び権限)
第百三十七條の二 清算人の職務は、次のとおりとする。
一 現務の結了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の分配
2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ、
(債権の申出の催告等)
第百三十七條の三 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れていない債権者を除外することができない。
3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)
第百三十七條の四 前条第一項の期間の経過後に申出した債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されてない財産に対してのみ、請求をすることができ、
(準用規定等)
第百三十七條の五 基金は、前条第一項の規定は、基金の清算人について準用する。
2 この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に關し必要な事項は、政令で定める。
第八款 合併及び分割
第百三十七條の三 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併(基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これをすることができない。
2 合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。
第百三十七條の四 基金が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する基金(第百三十七條の三の六及び第百三十七條の三の十五第一項において「吸収合併存続基金」という。)及び吸収合併により消滅する基金(第百三十七條の三の六及び同項において「吸収合併消滅基金」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
第百三十七條の五 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第百三十七條の六 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。
2 基金は、議決日から第百三十七條の三第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
第百三十七條の七 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。
2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。
3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただ

二 基金が第百三十五條第一項第三号の規定により解散したとき。
三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。
4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に分配しなければならない。
(清算人の職務及び権限)
第百三十七條の二 清算人の職務は、次のとおりとする。
一 現務の結了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の分配
2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ、
(債権の申出の催告等)
第百三十七條の三 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れていない債権者を除外することができない。
3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)
第百三十七條の四 前条第一項の期間の経過後に申出した債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されてない財産に対してのみ、請求をすることができ、
(準用規定等)
第百三十七條の五 基金は、前条第一項の規定は、基金の清算人について準用する。
2 この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に關し必要な事項は、政令で定める。
第八款 合併及び分割
第百三十七條の三 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併(基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これをすることができない。
2 合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。
第百三十七條の四 基金が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する基金(第百三十七條の三の六及び第百三十七條の三の十五第一項において「吸収合併存続基金」という。)及び吸収合併により消滅する基金(第百三十七條の三の六及び同項において「吸収合併消滅基金」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
第百三十七條の五 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第百三十七條の六 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。
2 基金は、議決日から第百三十七條の三第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
第百三十七條の七 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。
2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。
3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただ

し、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二百三十七條の三の六 吸収合併存続基金は、第二百三十七條の三の第一項の認可を受けた日に、吸収合併消滅基金の権利義務を承継する。

第二目 分割

第二百三十七條の三の七 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて次項に規定する吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、吸収分割（基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 吸収分割をする基金（以下「吸収分割基金」という。）は、当該基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該基金から承継する基金（以下「吸収分割承継基金」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第二百三十七條の三の八 基金が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収分割基金及び吸収分割承継基金の名称及び主たる事務所の所在地
二 吸収分割承継基金が吸収分割により吸収分割基金から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第二百三十七條の三の九 基金は、吸収分割契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第二百三十七條の三の十 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日（次項において「議決日」という。）から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 基金は、議決日から第二百三十七條の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第二百三十七條の三の十一 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一

定の期間内に述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相當の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相當の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二百三十七條の三の十二 吸収分割承継基金は、吸収分割契約の定めに従い、第二百三十七條の三の七第一項の認可を受けた日に、吸収分割基金の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割基金に対して債務の履行を請求することができないものとされてい

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割基金の債権者であつて、前条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継基金に対して債務の履行を請求することができないものとされてい

第三目 雑則

第二百三十七條の三の十三 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継

基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百三十七條の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に

応じ、当該各号」とあるのは「国民年金法第百三十七條の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百三十七條の三の十四 民法第三百九十八條の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八條の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八條の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百三十七條の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第二百三十七條の三の十五 吸収合併存続基金が、第二百三十七條の三の六の規定により権利義務を承継したときは、吸収合併存続基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収合併消滅基金の加入員期間は、吸収合併存続基金の加入員期間とみなす。

2 吸収分割承継基金が、第二百三十七條の三の十第二項の規定により権利義務を承継したときは、吸収分割承継基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収分割基金の加入員期間は、吸収分割承継基金の加入員期間とみなす。

第二百三十七條の三の十六 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 国民年金基金連合会
第一款 通則
（連合会）
第二百三十七條の四 基金は、第二百三十七條の十七第一項に規定する中途退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

（法人格）
第二百三十七條の四の二 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二百三十七條の四の三 連合会は、その名称中に国民年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

第二款 設立

（発起人）
第二百三十七條の五 連合会を設立するには、その会員とならうとする二以上の基金が発起人とならなければならない。

（創立総会）
第二百三十七條の六 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た基金の理事長の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

（設立の認可等）
第二百三十七條の七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、連合会が成立したときは、その成立の日

に会員となる。この場合において、同条中「設立委員等」とあるのは、「発起人」と読み替へるものとする。

4 第百十九條の五の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「設立委員等」とあるのは、「発起人」と読み替へるものとする。

第三款 管理及び会員

(規約)

第三百三十七条の八 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所所在地
 - 三 評議員会に関する事項
 - 四 役員に関する事項
 - 五 会員の資格に関する事項
 - 六 年金及び一時金に関する事項
 - 七 附帯事業に関する事項
 - 八 会費に関する事項
 - 九 資産の管理その他財務に関する事項
 - 十 解散及び清算に関する事項
 - 十一 業務の委託に関する事項
 - 十二 公告に関する事項
 - 十三 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、連合会(規約)について準用する。
- (準用規定)
- 第三百三十七条の九 第二百二十一条の規定は、連合会について準用する。
- (評議員会)
- 第三百三十七条の十 連合会に、評議員会を置く。
- 1 評議員会は、評議員をもつて組織する。
 - 2 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。ただし、特別の事情があるときは、規約で定めるところにより、会員である基金の理事長の過半数の同意を得て、連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱することを妨げない。
 - 3 設立当時の評議員は、創立総会において、第三百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。
 - 4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。
 - 6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百三十七条の十一 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
 - 二 毎事業年度の予算
 - 三 毎事業年度の事業報告及び決算
 - 四 その他規約で定める事項
- 1 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ、
 - 2 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
 - 3 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ、
 - 4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ、
- (役員)
- 第三百三十七条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。
- 1 理事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員会において、評議員以外の連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。
 - 2 設立当時の理事は、創立総会において、第三百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、当該理事長以外の年金に関する学識経験を有する者のうちから選任することを妨げない。
 - 3 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。
 - 4 監事は、評議員において一人を互選し、評議員会において、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。
 - 5 設立当時の監事は、創立総会において、第三百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから一人を選挙し、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。
 - 6 役員は、前任者の残任期間とする。
 - 7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。
 - 8 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(役員)の職務等

- 第三百三十七条の十三 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 1 連合会の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事長の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。
 - 2 監事は、連合会の業務を監査する。
 - 3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。
 - 4 第二百二十六条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。
- (理事の義務及び損害賠償責任)
- 第三百三十七条の十三の二 理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 1 理事が前条第三項に規定する連合会の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、連合会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。
 - 2 (理事の禁止行為等)
- 第三百三十七条の十三の三 理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 1 連合会は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、評議員会の議決を経て、交代させることができる。
 - 2 (理事長の代表権の制限)
- 第三百三十七条の十三の四 連合会と理事長(第三百三十七条の十三の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有する者のうちから選任された監事が連合会を代表する。(会員)
- 第三百三十七条の十四 基金は、連合会に申し出て、その会員となることができる。ただし、他の

の連合会の会員であるときは、この限りでない。

- 1 厚生労働大臣は、基金又は加入員の便宜を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、いずれかの連合会に加入することを命ずることができる。
- 第四款 連合会の行う業務
- (連合会の業務)
- 第三百三十七条の十五 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。
- 1 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - 一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業
 - 二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業
 - 三 基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業
 - 四 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業
- 1 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。
 - 2 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。
 - 3 第二百二十八条第四項の規定は、前項の信託の契約(運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く)、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約について準用する。
 - 4 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共

済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。
(年金数理)

第百三十七条の十六 連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。
(中途脱退者に係る措置)

第百三十七条の十七 連合会の会員である基金は、政令の定めるところにより、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金の受給権を有する者を除く。))であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。の当該基金の加入員期間に係る年金の現価に相当する額(以下「現価相当額」という。)の交付を当該連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の交付の申出に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

4 連合会は、第一項の交付の申出に係る現価相当額を受けるときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

5 第百二十九条から第百三十一条までの規定は、前項の年金又は一時金について準用する。

6 基金は、第一項の交付の申出に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

7 連合会は、第四項の規定により中途脱退者に係る年金又は一時金を支給することとなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

8 連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百三十七条の十八 連合会が前条第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金の現価相当額の交付を請求するものとする。
2 前項の交付の請求に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

3 基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を受けるときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

4 連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

5 前条第二項の規定は、第一項の規定による交付の請求について準用する。
(解散基金加入員に係る措置)

第百三十七条の十九 連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 連合会は、前項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したとき又は当該基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を有していたときは、当該解散基金加入員に年金を支給して、その遺族が死亡一時金を受けたときは、その遺族に一時金を支給するものとする。

3 前項の年金の額は、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数乗じて得た額とし、同項の一時金の額は、八千五百円とする。

4 解散した基金は、規約の定めるところにより、第百三十七条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を第一項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した連合会に申し出ることができる。

5 連合会は、前項の規定による申出に従い解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けるときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するものとする。

6 連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第百三十七条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算することとなつたときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(年金の支給停止)
第百三十七条の二十 連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額を支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

(準用規定)
第百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十一条の二の規定は、連合会が支給する年金及び一時金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第二十一条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項において準用する第二十三条の規定及び第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、「前条第一項」とあるのは「第百三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と、「年十四・六パーセント」とあるのは「年七・三パーセント」とあるのは「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

3 第百三十一条の二及び第百三十二条の規定は、連合会の積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。この場合において、同条第三項中「前条及び前二項」とあるのは、「第百三十七条の二十一第三項において準用する前条及び前二項」と読み替えるものとする。
第五款 解散及び清算
(解散)
第百三十七条の二十二 連合会は、次に掲げる理由により解散する。
一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決
二 第百四十二条第五項の規定による解散の命令
2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(連合会の解散による年金及び一時金の支給に関する義務の消滅)
第百三十七条の二十三 連合会は、解散したときは、当該連合会が第百三十七条の十七第四項及び第百三十九条の十九第二項の規定により支給するものとされている年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

第百三十七条の二十四 連合会が第百三十七条の二十二第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百三十七条の二十二第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。
3 第百三十六條の二、第百三十七條第二項(第二号を除く。)及び第三項並びに第百三十七條の二から第百三十七條の二の四までの規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雑則
(準用規定)
第百三十八條 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第百一条第加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三條及び第百三十七條の二十一において準用する第二十三條並びに第百三十七條の十九第一項の規定による徴収金並びに一時金	加入員及び会員の資格に関する処分又は年金若しくは一時金に関する処分に不服がある者	第百一条第加入員及び会員の資格に関する処分	第百三十八條において準用する第百一条第一項
第百二条第加入員及び会員の資格に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三條及び第百三十七條の二十一において準用する第二十三條並びに第百三十七條の十九第一項の規定による徴収金並びに一時金	加入員、加入員であつた者又は年金若しくは一時金の被給権を有する者の戸籍	厚生労働大臣又は連合会若しくは受給権者	基金、加入員若しくは受給権者

第百五條加入員及び基金又事項を第事項を有する者
 第二項（第は連合会が支給す三号被保基金以外
 項を準用する受給権を有するの被保
 除る部分を除く）
 第四項ただし書及び第五項を除く。）

第百三十九條 （届出） 基金は、厚生労働省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。 （年金数理解係書類の年金数理人による確認等） 第百三十九條の二 この法律に基づき基金（第百十九條第一項又は第三項の規定に基づき基金を設立しようとする設立委員等を含む。）又は連合会（第百三十七條の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七條第二項に規定する年金数理人が確認し、記名したものでなければならぬ。 （報告書の提出） 第百四十條 基金及び連合会は、厚生労働省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 （報告の徴収等） 第百四十一條 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （基金等に対する監督） 第百四十二條 厚生労働大臣は、前條の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務（以下「基金等の事業の執行」という。）が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分と違反していると認めるときは、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。
--

3 基金若しくは連合会若しくはこれらの役員若しくは解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は清算人の全部又は一部の改任を命ずることができる。
 4 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。
 5 基金若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該基金若しくは連合会の解散を命ずることができる。
 （権限の委任）
 第百四十二條の二 この章に規定する厚生労働大臣の権限のうち基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができる。
 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第百四十三條 第百四十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 2 解散した基金が、正当な理由がなくて、第百三十七條の十九第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。
 第百四十四條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。
 第百四十五條 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が、次の各号のいずれかに

1 報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務（以下「基金等の事業の執行」という。）が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分と違反していると認めるときは、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
 2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

該当する場合には、その違反行為をした基金若しくは連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は解散した基金若しくは連合会の清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百二十条第四項（第三百三十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三百三十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四百十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四百四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金又は連合会が行うものとされた事業以外の事業を行ったとき。

第四百六条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百一十一条（第三百三十七条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第三百三十七条の三の四第二項又は第三百三十七条の三の十第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

三 第三百三十七条の十七第七項又は第三百三十七条の十九第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

四 第三百三十七条の十七第八項（第三百三十七条の十九第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第四百七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 加入員が、第二百二十七条の二において準用する第十二条第一項又は第三百三十八条において準用する第二百五条第一項の規定に違反して、虚偽の届出をしたとき。

二 加入員の属する世帯の世帯主が、第二百二十七条の二において準用する第十二条第二項（第三百三十八条において準用する第二百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

三 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三百三十八条において準用する第二百五条第四項本文の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

四 第四百八条 第四百八条第二項又は第三百三十七条の四の三第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称又は国民年金基金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

（基礎年金についての検討）

第一条の二 基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。

（被保険者に関する経過措置）

第二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に被保険者であった者については、給付に関する規定を適用する場合作りなかつたものとみなす。

（被保険者の資格の特例）

第三条 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「の被保険者」とあるのは、「の被保険者（六十五歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。）」とする。

（被保険者の資格の喪失に関する経過措置）

第四条 当分の間、第九条第五号の規定の適用については、同号中「該当するときは除く。」とあるのは、「該当するときは除く。」又は六十五歳に達したとき（附則第三条の規定により読み替えられた第七号第一項第二号に該当するときは除く。）とする。

（任意加入被保険者）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七号第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 前項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出した者は、その申出した日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。

一 六十五歳に達したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

四 第二十七各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。

6 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日に）、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

五 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

7 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号、第四号及び第五号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日に）、被保険者の資格を喪失する。

8 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日に）、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき（六十歳未満であるときに限る。）

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五号第一項の規定の適用については第七号第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九号の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による被保険者については、第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

11 第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。第十三項において同じ。）は、第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

12 第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）は、第六十七條第一項の規定にかかわらず、その者が住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に申し出て、地域型基金又は職能型基金の加入員となることのできる。この場合における第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條第三項の規定の適用については、第六十六條第一項中「有する者」とあるのは、「有する者及び有していた者」と、同条第二項中「従事する者」とあるのは、「従事する者及び従事していた者」と、第六十七條第三項第二号中「地域型基金の加入員」とあるのは、「地域型基金の加入員（附則第五條第十二項の規定により加入員となつた者を除く。）」と、「職能型基金の加入員」とあるのは、「職能型基金の加入員（同項の規定により加入員となつた者を除く。）」とする。

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第六十三條第二項（第六三十七條の第十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四條第四項第一号の規定の適用については、第六十三條第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは、「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第六三十七條の四に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負つている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四條第四項第一号中「同法第六十三條第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは、「同法附則第五條第十三項の規定により読み替へて適用する同法第六十三條第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは、「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第六十三條の十八の規定は、適用しない。

第六條 第一号被保険者である者が厚生年金保険法に基づき老齢給付等を受けることができる者

に該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三條第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

（被保険者期間に関する特例）

第七條の二 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険法による保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（同法第七十五條ただし書に該当するときを除く。）は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る第二号被保険者としての被保険者期間は、第五條第一項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。その者の配偶者が第三号被保険者である場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る当該配偶者の第三号被保険者としての被保険者期間についても、同様とする。

第七條の三 第七條第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつたことに関する第十二條第五項から第八項までの規定による届出又は同号に該当する被保険者の配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後引き続き厚生年金保険の被保険者となつたことに関する第六十五條第一項（同条第二項において第十二條第六項から第八項までの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日の属する月の前々月までの二年間のうちにあるものを除く。）は、第五條第一項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料納付済期間に算入されない期間（前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く。）について、前項に規定する届出を遅滞したることについてやむを得ない事由があると認められたときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができ。

3 前項の規定により届出が行われたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

4 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による届出を行い、前項の規定により当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

第七條の三の二 前条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

- 一 第三号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第三号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部について、第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間として第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた場合、当該第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間に引き続く第三号被保険者としての被保険者期間
- 二 対象第三号被保険者期間を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部の期間（以下この号において「対象一部第三号被保険者期間」という。）におけるその者の配偶者の被保険者期間が、直近の厚生年金保険の被保険者である期間に引き続く他の厚生年金保険の被保険者である期間となつたことにより、当該対象一部第三号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた場合、当該訂正がなされた場

第七條の四 第二号被保険者については、第十二條及び第六十五條の規定を適用しない。

第七條の五 第十四條及び第十四條の二の規定の適用については、当分の間、第十四條中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第二号被保険者

者のうち第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるものを除く。次条において同じ。）」とする。

2 第二号被保険者であつた期間のうち厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）につき第二十六條、第三十條第一項、第三十條の二、第三十條の三、第三十條の四、第三十條の五、第三十七條、附則第九條の二第一項又は第九條の二の二第一項の規定の適用を受けようとする者についての当該厚生年金保険の被保険者であつた期間については、当分の間、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。

3 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、厚生年金保険法第九十條第二項及び第四項から第六項までの定めるところにより、同条第二項各号に定める審査機関に審査請求をすることができ。

4 第二項の場合において、当該第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（資料の提供）

第八條 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があるときは、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団その他厚生年金保険法に基づく老齢給付等に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（老齢基礎年金等の支給要件の特例）

第九條 保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十條の三第一項の規定により納付するこ

る期間）が、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができ。

とを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次条第一項及び附則第九条の二の二第一項において同じ。を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち、第二十六条ただし書に該当する者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。）をいう。以下同じ。）を合算した期間が十年以上であるものは、第二十六条、次条第一項、附則第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九條の三の二第一項の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第三十七條（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

2 合算対象期間の計算については、第十一条の規定の例による。

第九條の二（老齢基礎年金の支給の繰上げ）
 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの（附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるときを除く。）は、当分の間、六十五歳に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項又は第十三条の四第一項の規定により支給繰上げの請求をすることができるときは、当該請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

5 寡婦年金の受給権は、受給権者が第三項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

6 第四項の規定は、第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する場合における付加年金の額について準用する。この場合において、第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替へるものとする。（老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例）

第九條の二の二（保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）に該当するもの（六十歳以上の者であつて、かつ、附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限る。）は、当分の間、厚生労働大臣に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項又は第十三条の四第一項の規定により支給繰上げの請求をすることができるときは、当該請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める率を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、第二十七条に定める額に一から前項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

6 前条第五項及び第六項の規定は、第三項の規定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項の規定」とあるのは、「次条第四項及び第五項の規定」と

と、「第四項中」とあるのは、「次条第四項及び第五項の規定中」と読み替へるものとする。（障害基礎年金等の特例）

第九條の二の三（第三十条第一項（第二号に限る。）第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第二項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書及び第四十九條並びに附則第五条の規定は、当分の間、附則第九条の二第三項若しくは前条第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法附則第七条の三第三項若しくは第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者については、適用しない。（併給調整の特例）

第九條の二の四（第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「遺族基礎年金又は寡婦年金」とあるのは「年金給付（老齢基礎年金及び障害基礎年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに付加年金を除く。）」と、「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」と、「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。（延滞金の割合の特例）

第九條の二の五（第九十七条第一項（第百三十四條の二の二一において準用する場合及び第百三十七條の二一第一項において読み替へて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七條第一項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給）

第九條の三（第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及

び旧陸軍共済組合（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が十年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に限る。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の例によつて計算した額とする。

3 第一項の規定による老齢年金は、第三章（第二節及び第三十七條の規定を除く。）及び第七章から第十章まで並びに厚生年金保険法第三十八條の規定の適用については、老齢基礎年金とみなす。

4 第二十八條、附則第九条の二（同条第一項ただし書を除く。）、第九条の二の三及び第九條の二の四の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、附則第九条の二第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「附則第九条の三第一項に規定する要件に該当する」と、同条第三項中「第二十六条」とあるのは「附則第九条の三第一項」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第九條の三の二（当分の間、保険料納付済期間等の月数（請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数をいう。第三項において同じ。）が六月以上である日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、第二十六条ただし書に該当するものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求す

ることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するときは、この限りでない。
- 二 障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき。
- 三 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、基準月（請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。）の属する年度における保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とする。

4 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた第一号被保険者としての被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金に関する処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

6 第一百一条第三項から第五項まで及び第一百一条の二の規定は、前項の審査請求について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

7 第十六条、第十九条第一項、第四項及び第五項、第二十三條、第二十四條、第四百五條第四項、第四百七條第一項並びに第四百一十一條の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

（基礎年金の支払）

第九條の四 基礎年金の支払に關する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める者に行わせることができる。

（第三号被保険者としての被保険者期間の特例）

第九條の四の二 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間（昭和六十一年四月から公的年金制度の健全性

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）次条第一項において「平成二十五年改正法の施行の日（以下「平成二十五年改正法一部施行日」という。）の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。）のうち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた期間（附則第九條の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。）であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの（以下「時効消滅不整合期間」という。）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

2 前項の規定により届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間（第四項及び次条第一項において「特定期間」という。）については、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合には、当該届出が行われた日以後、第九條の三第一項の規定により納付されたことを要しないものとされた保険料に關し必要な事項は、政令で定める。

3 次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十一年改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九條の四の二第二項の規定により同法第九條の三第一項の規定により納付されたことを要しないものとされた保険料に係る期間」とみなされた期間」とする。

（特定保険料の納付）

第九條の四の三 平成二十五年改正法附則第九條の八の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であつた者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間（その者が六十歳未満である場合にあつて

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の老齡基礎年金等の特例）

第九條の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等に係るものに限る。）を適用する場合において、特定保険料納付期限日まで適用しない。

（特定受給者の老齡基礎年金の額）

第九條の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（第

二十七條及び第二十八條並びに附則第九條の二及び第九條の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七條の規定に定める額をいう。）が訂正前年金額（前条に規定する時効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十七條及び第二十八條並びに附則第九條の二及び第九條の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七條の規定を適用した場合におけるこれらの規定に定める額をいう。）に百分の九十を乗じて得た額（以下この条において「減額下限額」という。）に満たないときは、第二十七條及び第二十八條並びに附則第九條の二及び第九條の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七條の規定にかかわらず、減額下限額に相当する額とする。

（不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例）

第九條の四の六 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金又は厚生年金保険法その他の政令で定める法令に基づく障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）の当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

2 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間の死亡に係る遺族基礎年金又は厚生年金保険法その他の政令で定める法令に基づく死亡を支給事由とする年金たる給付であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む。）の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合において

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の老齡基礎年金等の特例）

第九條の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等に係るものに限る。）を適用する場合において、特定保険料納付期限日まで適用しない。

（特定受給者の老齡基礎年金の額）

第九條の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（第

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の老齡基礎年金等の特例）

第九條の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等に係るものに限る。）を適用する場合において、特定保険料納付期限日まで適用しない。

（特定受給者の老齡基礎年金の額）

第九條の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（第

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の老齡基礎年金等の特例）

第九條の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等に係るものに限る。）を適用する場合において、特定保険料納付期限日まで適用しない。

（特定受給者の老齡基礎年金の額）

第九條の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（第

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の老齡基礎年金等の特例）

第九條の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齡基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齡給付等に係るものに限る。）を適用する場合において、特定保険料納付期限日まで適用しない。

（特定受給者の老齡基礎年金の額）

第九條の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（第

は、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九條の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

4 老齡基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

後、当該届出に係る期間については、第一項の規定は、適用しない。

(特定事由に係る申出等の特例)

第九條の四の七 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ

一 特定事由(この法律その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下この条及び附則第九條の四の九から第九條の四の十一までにおいて同じ。)により特定手続(第八十七條の二第一項の申出その他の政令で定める手続をいう。以下この条において同じ。)をすることができなくなつたとき。

二 特定事由により特定手続を遅滞したとき。厚生労働大臣は、前項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとす

3 第一項の申出をした者が前項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が被保険者となる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定(第八十七條第一項及び第二項並びに第八十八條第一項の規定その他政令で定める規定を除く。)を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定による被保険者としての被保険者期間(附則第九條の四の九第一項第二号において「特定被保険者期間」という。)とみなす。

4 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に係る期間(附則第九條の四の九第一項第一号及び第二号において「特定一

部免除期間」という。)とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

5 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が付加保険料(第八十七條の二第一項の規定による保険料をいう。以下この条並びに附則第九條の四の九第一項第一号及び第九條の四の十において同じ。)を納付する者となる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定(第八十七條第一項及び第二項並びに第八十八條第一項の規定その他政令で定める規定を除く。)を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定により付加保険料を納付する者である期間(附則第九條の四の十第一項第二号において「特定付加納付期間」という。)とみなす。

6 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により保険料を納付することを要しないものとされる期間(以下この項から第八項までにおいて「全額免除対象期間」という。)があるときは、当該全額免除対象期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間(次項及び第八項並びに附則第九條の四の十一第一項第三号において「特定全額免除期間」という。)とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

7 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による承認を受けた場合において、前項の規定により全額免除対象期間(第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)が特定全額免除期間とみなされたときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する第六項の規定により全額免除対象期間が特定全額免除期間とみなされた者に対する昭和六十年改正法附則第十八條の規定の適用について

は、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九條の四の七第六項の規定により保険料免除期間」とする。

9 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、第二項の規定による承認の基準を定めるものとする。

10 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会議に諮問しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る申出等)

第九條の四の八 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、前条の規定を適用する場合においては、同条第六項中「当該特定手続に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間」とあるのは、「昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の第五條第四項に規定する保険料免除期間」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定事由に係る保険料の納付の特例) 第九條の四の九 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間(保険料納付済期間を除く。第三項において「対象期間」という。)を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ

一 特定事由により保険料(第九十條の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、付加保険料を除く。以下この条において同じ。)を納付することができなくなつた

二 附則第九條の四の七第三項の規定により特定被保険者期間とみなされた期間

三 附則第九條の四の七第四項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

二 厚生労働大臣は、前項の申出(同項第一号に係るものに限る。)に理由があると認めるとき、又は同項の申出(同項第二号又は第三号に係るものに限る。)があつたときは、その申出を承認するものとする。

3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る対象期間

の各月につき、当該各月の保険料に相当する額の保険料(以下この条において「特例保険料」という。)を納付することができ

4 第一項の申出(同項第一号に係るものに限る。)をした者が特定事由により納付することができなくなつた保険料が、特定保険料その他の政令で定める保険料であるときは、特例保険料の額は、前項の規定にかかわらず、政令で定める額とする。

5 第三項の規定による特例保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特例保険料から順次に行うものとする。

6 第三項の規定により特例保険料の納付が行われたときは、第一項の申出のあつた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

7 老齢基礎年金の受給権者が第三項の規定による特例保険料の納付を行ったときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

8 第三項の規定により特例保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九條の四の九第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間又は保険料免除期間」とする。

9 附則第九條の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。

10 前各項に定めるもののほか、第一項の申出手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定事由に係る付加保険料の納付の特例) 第九條の四の十 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間(付加保険料に係る保険料納付済期間を除く。第三項において「付加対象期間」という。)を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ

一 特定事由により付加保険料を納付することができなくなつたと認められる期間

二 附則第九條の四の七第五項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間

2 厚生労働大臣は、前項の申出(同項第一号に係るものに限る。)に理由があると認めるとき、又は同項の申出(同項第二号に係るものに限

則第七條第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 明治四十四年四月一日に生まれた者であつて、昭和三十六年四月一日において第七條第一項に該当し、かつ、同條第二項第一号に該当しなかつたものは、第七十五條第一項及び附則第七條第一項の規定による申出があつたものとみなす。

(時効に関する経過措置)

9 この法律による改正後の第百二條第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

附則 (昭和三十六年一月一日法律第一八〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年一月一日法律第一八二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の国民年金法第十條第一項及び第七十七條の二第三項の規定の適用については、通算年金額法附則第二條第一項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間とする。

附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年四月二日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第二十条 第三十三條、第三十七條及び第三十八條の規定中延滞金に関する部分並びに第四十條の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和三十七年四月二八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(老齢福祉年金に関する経過措置)

2 この法律による改正前の第五十三條第一項の規定による老齢福祉年金は、この法律による改正後の第七十九條の二第一項の規定による老齢福祉年金とみなす。

(母子福祉年金等の額の改定)

3 昭和三十七年五月一日前に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第六十三條第一項(第六十四條の四において準用する場合を含む。)の規定によつて計算した額に改定する。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

4 この法律による改正後の第六十五條第六項及び第六十七條第二項(第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十五年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

5 この法律による改正後の第四十七條、第六十五條第三項から第五項まで(第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)及び第八十三條第二項の規定は、昭和三十七年十月以降の月分の遺児年金並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分の遺児年金及びこれらの福祉年金については、これらの条項に規定する事由による支給の停止及び裁定の請求については、なお従前の例による。

6 昭和三十七年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金についてのその受給権者の配偶者が公的年金給付を受けることができることによる支給の停止については、第六十六條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和三十七年五月一日法律第一一五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一日法律第一一二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険法等の一部改正に伴う経過規定)

13 この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。

14 この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。

附則 (昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間が短い場合に限り、この法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てによる。

6 この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政

り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八條後段及び第二十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

附則 (昭和三十七年九月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和三十七年九月八日法律第一五三号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等とともに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政

不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行前に行つた行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三十八年七月一六日法律第一五〇号) 抄

一 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は、昭和三十一年九月一日から施行する。

二 (障害福祉年金等の額の改定)

2 昭和三十一年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

三 (母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に關する経過措置)

3 この法律の施行の際現に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるもの(義務教育終了前のものを除く。)と生計を同じくするときは、この法律の施行の日の属する月の翌月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

四 (夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した妻であつてこの法律の施行の日において二十歳をこえるもの(前項に規定する妻を除く。))が、この法律の施行の際現に夫又は妻の子であつて別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。))と生計を同じくするときは、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条

の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしていないとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつていないとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしていないか、又は妻以外の者の養子となつていないとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

四 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡者によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をこえるもの(附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。)

の死亡者によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をこえるもの(附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。)

五 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡者によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をこえるもの(附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。)

六 この法律による改正後の国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、義務教育終了後であるものに限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 祖母又は姉が、現に婚姻をしていないとき。

二 祖母又は姉が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつていないとき(その死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 祖母又は姉と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしていないか又は祖母又は姉以外の者の養子となつていないとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

七 (障害福祉年金等の支給停止に關する経過措置)

7 前項の場合において、昭和三十一年八月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金については、なお従前の例による。

8 国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項又は同法附則第六條第一項の規定による被保険者を除く。)で、同法第七條第二項第一号に該當するに至つた後この法律の施行の際現に同号に該當していないものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

八 (高齡任意加入被保険者に關する経過措置)

8 国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項又は同法附則第六條第一項の規定による被保険者を除く。)で、同法第七條第二項第一号に該當するに至つた後この法律の施行の際現に同号に該當していないものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

9 この法律による改正後の国民年金法附則第七條の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定により申出をした者について準用する。

10 この法律による改正後の国民年金法附則第九條の三の規定は、昭和三十一年九月以降の月分の母子福祉年金及び準母子福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年五月三〇日法律第八七号) 抄

一 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十條第一項、第八十一條及び別表の改正規定並びに第二條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定は、昭和三十一年八月一日から施行する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、国民年金法第三十條第一項第一号の要件に該當する者が、昭和三十一年八月一日以前におつたその傷病により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の障害の状態を除く。以下同じ。)にあるときは、この法律による改正後の同法第三十條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

3 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合には、国民年金法第三十條第一項第一号の要件に該當し、新たに発した傷病が昭和三十一年八月一日以前になお、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、同法第三十條第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該當した者については、この限りでない。

二 (昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十一年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十一年四月一日」と読み替へるものとする。)

三 (母子年金及び準母子年金の額の改定)

3 昭和三十一年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七條第一項に規定する要件に該當する子又は同法第四十一條の二第二項に規定する要件に該當する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廢疾の状態にあるもの(十八歳未満のものを除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

4 夫の死亡の前日において国民年金法第三十七條第一項第一号の要件に該當し、かつ、夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した妻(前条に規定する妻を除く。)

四 (前条に規定する妻を除く。))が、昭和三十一年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廢疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。))と生計を同じくするときは、この法律による改正後の同法第三十條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

五 (初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合には、国民年金法第三十條第一項第一号の要件に該當し、新たに発した傷病が昭和三十一年八月一日以前になお、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、同法第三十條第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該當した者については、この限りでない。)

六 (昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十一年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十一年四月一日」と読み替へるものとする。)

同法第三十七條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。
二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和三十九年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にある十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。
二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

第五條 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和三十九年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしているか又は養子となつてゐるとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。
三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和三十九年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和三十九年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

第六條 明治二十七年八月三日から昭和十九年八月一日までの間に生まれた者（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、昭和三十九年八月一日前になつた傷病（初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態（この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態を除く。次項を除き、以下同じ。）にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者）にあつては、二十歳に達した日）以後である二以上の傷病により障害の状態にある者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

が、昭和三十九年八月一日において、初診日が昭和三十六年七月三十一日以前である傷病（初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）でなおらないもの（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた傷病を除く。）があることにより、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者）にあつては、二十歳に達した日）以後である二以上の傷病により障害の状態にある者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

3 前二項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者）にあつては、二十歳に達した日）以後である傷病により、又は初診日が同日以前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害とを併合して前二項に規定する障害の状態にある者については、同日以後である初診日において被保険者であつた者であつて、その初診日の前日において同法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

第七條 昭和三十九年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの（義務教育終了前のものを除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じ、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）
第八條 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（前条に規定する妻を除く。）であつて昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の死亡後に養子となつた場合に限る。）

一 妻が、現に婚姻をしているとき。
二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）

和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の死亡後に養子となつた場合に限る。）

二 妻が、現に婚姻をしているとき。
三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。
二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

2 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において被保険者であつた

三 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の死亡後に養子となつた場合に限る。）

者であつて、その死亡日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条の第三項第二号にそれぞれ該当しなかつたものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

第九條 障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置

第十五條第五項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十一年一月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、昭和三十八年十二月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五條第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五條第六項及び第六十七條

第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和三十九年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五

條第六項、第六十六條第一項から第三項まで及び第六十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十八年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十七年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、当該所得が昭和三十

八年の所得であるときは、この法律による改正後の国民年金法第六十六條第一項及び第二項（同法第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第十一條の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）」による改正前の所得税法第十一條の八」と、「所得税法第十一條の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）」による改正前の所得税法第十

一條の九」とそれぞれ読み替へるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同條第二項第三号（同法第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項において例による場合を含む。）中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替へるものとする。

附則（昭和三十九年六月一九日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九條、第六十二條及び第六十六條の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

第五條 第二章の規定による改正後の法令の規定

は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十一條 第五十九條の規定による改正後の国民

年金法第六十六條第一項（同法第六十七條第二項第二号において例による場合を含む。）、第二項（同法第六十六條第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七條第二項第三号において例による場合を含む。）及び第四項（これらの規定を同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年以後の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年五月三十一日法律第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国国民年金法第五十八條、第六十二條及び第七十九條の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

（障害年金の支給要件に関する経過措置）

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十條第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る障害認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態（この法律による改正前の同法別表に定める程度の障害の状態を除く。以下同じ。）にあるときは、同法第三十條第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和

三十六年四月一日において二十歳に達する日）又は二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替へるものとする。

（母子年金及び準母子年金の額の改定）

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七條第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一條の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

の死亡日の前日において国民年金法第三十七條第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限り、）と生計を同じくするときは、同法第三十七條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしていないが、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日

において国民年金法第四十一條の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十年八月一日において同法第四十一條の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同法第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしていないとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしていないが、又は女子以外

の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限り)。

第五條 国民年金法第四十二條第一號の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廢疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしてゐるか又は養子となつてゐるとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限り)。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の支給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四條第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二條の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二條の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金等の額の改定)

第六條 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の支給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八條、第六十二條(同法第六十四條の四)において準用する場合を含む。)又は第七十九條の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一條第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四條の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給するときは、この限りでない。

第七條 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第八條 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、障害認定日が昭和四十年八月一日以前である傷病(初診日において国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいづれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるときは、同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者)にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病による障害の状態にある者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者)にあつては、二十歳に達した日)前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害とを併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病に係る障害が厚生大臣の定める程度以上のもので

あり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六條第一項第二号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九條 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六條第二項に規定する妻を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限り)と生計を同じくするときは、同法第六十一條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限り)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限り)。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六條第二項に規定する祖母又は姉を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四條の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する

程度)の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限り)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限り)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限り)。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一條第一項第二号又は第六十四條の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

第十條 この法律による改正後の国民年金法第六十五條第五項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五條第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五條第六項及び第六十七條第二項(同法第七十九條の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉

年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第二項（同条第三項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十一年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十一年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法附則第九條の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者が、この法律による支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

第三十二条 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことに、昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧法」という。）第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることに、昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十一条第一項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定

によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金（障害福祉年金を除く。）の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことに、昭和四十一年二月一日において現に旧法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

3 昭和四十一年二月一日において現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

附則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

第二十五条 障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことに、昭和四十一年七月一日において現に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償が行なわれるべきものであることに、この法律の施行の際現に旧国民年金法第四十一条第一項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金（障害福祉年金を除く。）の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことに、この法律の施行の際現に旧国民年金法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわ

らず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

附則（昭和四一年六月三〇日法律第九二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一号に掲げる規定は昭和四十一年十二月一日から、第二号に掲げる規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

一 第三十条の改正規定、第三十条の次に一条を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（「初診日」を「廃疾認定日」に改める部分に限る。）、第三十七条の改正規定、第四十一条の二の改正規定、第四十二条の改正規定、第五十六条の改正規定（初診日を廃疾認定日に改める部分に限る。）、第五十六条の次に一条を加える改正規定、第五十七条の改正規定、第七十九条の改正規定、第七十九条の三の改正規定、第八十一条の改正規定、国民年金法附則第九条の改正規定及び同法附則第九条の二の改正規定並びに別表の改正規定、第二十七条の改正規定、第二十九条の四の改正規定、第三十三条の改正規定（「初診日」を「廃疾認定日」に改める部分を除く。）、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定、第六十二条の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十八条の改正規定、第七十九条の二第三項の改正規定及び同条第五項後段を削る改正規定、第八十七条の改正規定並びに国民年金法附則第九條の三の改正規定（通算老齢年金等の額の改正）

第二条 昭和四十一年一月一日前に通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十九条の五において準用する第二十八条第三項、第三十三条、第三十八条（第四十一条の三において準用する場合を含む。）又は第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の障害の状態を除く。）にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十一年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

（障害年金の支給要件に関する経過措置）

第三条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が、障害認定日が昭和四十一年十二月一日前であるその傷病により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、昭和四十一年十二月一日前に当該傷病に係る障害年金の受給権を取得したことがある者については、同日において当該傷病によりこの法律による改正後の同表に定める程度の障害の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の障害の状態を除く。）にある場合に限り、この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当したこと。

二 初診日において被保険者であり、かつ、障害認定日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が五年以上であること。

ロ 障害認定日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ハ 障害認定日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者（二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者を除く。）が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号のいずれかに該当し、新たに発した傷病に係る障害認定日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当した者は、この法律による改正後の第三十条の規定の適用については、同条第一項各号の要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日において被保険者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて、附則第二条第二項に規定する妻以外のものが、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の第三十七条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、母子年金の受給権者であつたことがある妻については、同日において、夫又は妻

の子であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

一 死亡日の前日においてこの法律による改正前の第三十七条第一項第一号イからハまでのいずれかに該当したこと。

二 死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2 前項の規定は、妻が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつて居るとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつて居るとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をして居るか、又は妻以外の者の養子となつて居るとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに限る。）にあるときは、この法律による改正後の第四十一条の二第一項

の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、準母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日において、孫又は弟妹であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（死亡者の死亡の当時死亡者によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

4 前項の規定は、女子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 女子が、現に婚姻をして居るとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつて居るとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をして居るか、又は女子以外の者の養子となつて居るとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条 死亡日において被保険者であり、かつ、前条第一項各号のいずれかに該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子（当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第四十二条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者であつたことがある者については、同日においてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

2 前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をして居るか、又は養子となつて居るとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつて居るとき。

三 現に母又は父と生計を同じくして居るとき。

3 第一項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十一年十二月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、昭和四十二年一月から、その子の遺児年金の額を第四十四条第一項に規定する額に改定する。

4 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十一年十二月一日前に第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

5 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（福祉年金の額の改定）

第六条 昭和四十二年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつて居る者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条 昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子

福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

(国外居住者等に係る福祉年金に関する経過措置)

第八条 日本国内に住所を有していたとしたならば、福祉年金の受給権を取得すべきであった者又は引き続きその受給権を有すべきであった者が、この法律の公布の日以後に日本国内に住所を有するときは、この法律の公布の日において、この法律の公布の日以後に日本国内に住所を有するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日以前において、又は日本国内に住所を有するに至つた日以前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項(第六十四条の四)において準用する場合を含む。又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事実がなかつた場合に限り。

第九条 (障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九条 明治二十九年十二月三日から昭和二十一年十二月一日までの間に生まれた者(昭和二十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、障害認定日が昭和四十一年十二月一日前である傷病(初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く)により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であった者)であつては、二十歳に達した日。この条において以下同じ。以後である二以上の傷病により障害の状態にある者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)を除く)であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病により同項に規定する障害の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日以前である傷病による障害と初診日が同日以後である

る傷病による障害とを併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、この法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

二 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る障害認定日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 初診日において被保険者であつた者については、障害認定日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

ハ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

3 附則第三条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第三条第一項ただし書中「同表に定める程度の障害」とあるのは、「同表に定める一級に該当する程度の障害」と読み替へるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、初診日の前日においてこの法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しなかつた者(初診日において被保険者であつた者に限る)は、この法律による改正後の第五十六条の規定

の適用については、当該傷病に係る障害認定日の前日において同条第一項各号のいずれの要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第十条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六条第二項に規定する妻を除く)であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの(昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次項において同じ)にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
- 二 妻が、既に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。
- 三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 夫 男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く)であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの(昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十一年十二月一日において第六十四条の三第二項に規定する準母子の状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日の前日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 死亡者の死亡日において被保険者であつた者については、次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

二 死亡者の死亡日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

第十一条 第六十五条第六項及び第六十七条第二項(第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条並びに第六十七条第二項及び第三項(第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定は、昭和四十年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この法律による改正後の第六十六条第一項第三号ロ(同条第二項の規

定を適用する場合、第六十七条第二項において例による場合及び第七十九条の第二項において準用する場合を含む。中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の第七十九条の第二項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第十三条 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七条第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四条 昭和四十二年一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円（昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円）とする。

附則（昭和四十二年七月一日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二五日法律第八一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四十二年七月二七日法律第八三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月二九日法律第九六〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十八条、第六十二条、第六十五条第三項から第五項まで、第七十七条並びに第七十九条の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に第七項を加える改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の第四十七条第三項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の遺児年金について適用する。

第三条 昭和四十三年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

第五条 この法律による改正後の第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の第二項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の二第七項の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金についての第六十五条第一項第一号に規定する給付を受けることが

できることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）」による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号。以下この条において「法律第三十号」という。）附則第三十二条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた障害年金（障害福祉年金を除く。）又は母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）で、この法律の公布の際まだその支給が停止されるべき期間が経過していないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の公布の日の属する月の翌月分（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月分）以降、支給の停止を行わない。

2 前項の規定により支給停止が解除される月分の同項の年金については、その裁定された額の三分の二に相当する額をもつて当該年金の額とする。

3 前二項の規定は、法律第三十号附則第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害

年金又は遺族年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による障害年金又は遺族年金について準用する。この場合において、前項中「三分の二」とあるのは、「十分の八」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第一項の規定により支給停止が解除される月分の前項の年金については、船員保険法第五十八条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用しない。

附則（昭和四十二年八月一日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四十二年八月一七日法律第一三六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年五月一六日法律第四八〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

第十三条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年五月二八日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改

定を適用する場合、第六十七条第二項において例による場合及び第七十九条の第二項において準用する場合を含む。中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の第七十九条の第二項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第十三条 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七条第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四条 昭和四十二年一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円（昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円）とする。

附則（昭和四十二年七月一日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二五日法律第八一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四十二年七月二七日法律第八三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月二九日法律第九六〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十八条、第六十二条、第六十五条第三項から第五項まで、第七十七条並びに第七十九条の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に第七項を加える改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の第四十七条第三項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の遺児年金について適用する。

第三条 昭和四十三年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

第五条 この法律による改正後の第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の第二項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の二第七項の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金についての第六十五条第一項第一号に規定する給付を受けることが

できることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）」による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号。以下この条において「法律第三十号」という。）附則第三十二条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた障害年金（障害福祉年金を除く。）又は母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）で、この法律の公布の際まだその支給が停止されるべき期間が経過していないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の公布の日の属する月の翌月分（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月分）以降、支給の停止を行わない。

2 前項の規定により支給停止が解除される月分の同項の年金については、その裁定された額の三分の二に相当する額をもつて当該年金の額とする。

3 前二項の規定は、法律第三十号附則第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害

年金又は遺族年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による障害年金又は遺族年金について準用する。この場合において、前項中「三分の二」とあるのは、「十分の八」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第一項の規定により支給停止が解除される月分の前項の年金については、船員保険法第五十八条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用しない。

附則（昭和四十二年八月一日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四十二年八月一七日法律第一三六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年五月一六日法律第四八〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

第十三条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年五月二八日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改

正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。

2 昭和四十三年九月以前の月分の福祉年金の額

この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第一項(同条第二項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。)及び第六十七條第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則(昭和四四年一月一日法律第八六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第十五条及び附則第十六条の規定 昭和四十五年一月一日

二 第四十五条第一項の改正規定 昭和四十五年四月一日

三 第二十七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第三十二条第二項の改正規定、第三十三条の改正規定(同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。)、第三十五条の改正規定、第三十六條に一項を加える改正規定、第三十八條の改正規定、第四十三條の改正規定、第五十二条の四の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第五十九條の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第六十五條第二項の改正規定、第七十七條の改正規定(第二項

に係る部分を除く。)及び第八十七條第三項の改正規定並びに附則第十三條、附則第十四條及び附則第十八條の規定 昭和四十五年七月一日

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一項を加える改正規定、第二十八條第三項の改正規定、第二十九條の四に一項を加える改正規定、第三十三條第一項の改正規定(同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一項を加える改正規定、第七十七條の改正規定、(第二項に係る部分に限る。)、第八十七條の次に一項を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第九十九条の次に一項を加える改正規定、第一百一条の次に一項を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七條、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十六條及び附則第二十九條の規定 昭和四十五年十月一日

2 この法律による改正後の第五十八條、第六十二条及び第七十九條の二第三項の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(従前の年金給付の額の改定)

第二条 昭和四十五年七月一日において現に老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下同じ。)、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く。以下同じ。)、母子年金(母子福祉年金を除く。以下同じ。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。以下同じ。))又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、同月からその額をこの法律による改正後の第二十七条の規定を適用する第二十八條第三項(第二十九條の五において準用する場合を含む。))又はこの法律による改正後の第三十三條、第三十八條(第四十一条の三において準用する場合を含む。))若しくは第四十三條の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第三条 昭和四十四年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)を受け権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八條、第六十二条(第六十四

條の四において準用する場合を含む。))又は第七十九條の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の額で昭和四十五年六月以前の月分のもので並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額で昭和四十四年九月以前の月分のもので並びに死亡一時金で昭和四十五年七月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第五条 昭和四十五年七月一日前に別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなったため障害年金の支給事由となつた傷病により、同日において同表に定める程度の障害の状態にあるとき、又は同月二日から当該障害年金の受給権者でなくなつた日から起算して三年を経過した日の前日までの間において、同表に定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(昭和四十五年七月一日以後同表に定める程度の障害の状態に該当するに至るまでの間において、第三十五條第二号に規定する厚生大臣の定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときを除く。))は、第三十條第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第六条 この法律による改正後の第六十五條第六項、第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條第二項(第七十九條の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(夫及び妻がともに老齢福祉年金を受けること

ができることによる当該老齢福祉年金の支給の停止は、昭和四十四年十月以降の月分については行なわれないものとし、同月前の月分の当該老

齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第七条 この法律による改正後の第八十五条第一項の規定による国庫の負担は、昭和四十五年以降の年度分から適用し、この法律による改正後の同項の規定による国庫負担の額とこの法律による改正前の同項の規定による国庫負担の額との調整に關して必要な措置は、政令で定める。

(保険料等に関する経過措置)

第八条 昭和四十五年六月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第九条 昭和四十七年七月以後の月分の保険料については、この法律による改正後の第八十七條第三項中「四百五十円」とあるのは、「五百五十円」とする。

第十条 昭和四十五年七月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの各月につき三百五十円(昭和四十七年七月以後の各月については、四百五十円)は、一月につき三百円(昭和四十七年七月以後の各月については、四百円)とする。

前項に規定する者については、第八十七條の二第一項及び第二項中「前条第三項」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十條第一項」と読み替へるものとする。

昭和四十二年一月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に同年七月一日以後の期間について前納された保険料のうち、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)附則第十四條第一項に規定する保険料の額に相当する部分は、第一項の規定により当該期間について追加して納付すべき額の保険料に、さきに来る月の分から順次充当するものとする。

(保険料納付の特例)

第十三條 被保険者又は被保険者であつた者は、都道府県知事に申し出て、昭和四十五年七月一日前のその者の被保険者期間(国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間及びこの法律附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。)

のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき四百五十円を納付することができ。

2 前項の規定による納付は、昭和四十七年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、同日までに六十五歳に達する者は、六十五歳に達する日の前日までとする。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

第十四条 第七十五条第一項又は国民年金法附則第七条第一項の規定による被保険者であつた者であつて、第七条第二項第一号、第二号又は第三号のいずれにも該当しないものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができ。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

2 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の申出をした者は、昭和四十七年六月三十日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のもの各月につき四百五十円を納付することができる。

一 被保険者期間

二 他の公的年金制度に係る通算対象期間

5 第七十五条第三項から第五項まで、国民年金法附則第七条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十四条第一項の申出をした日の属する月の前月までとの期間」とその申出をした日以降の被保険者期間とを合算した期間（他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間で

一年未満のものを除く。）と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における国民年金法附則第七条の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間（一年未満のものを除く。）と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間（一年未満のものを除く。）とを合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十四条第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間（他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間で一年未満のものを除く。）と読み替えるものとする。」（任意加入の特例）

第十五条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び第七十四条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国民でないとき。
- 二 日本国内に住所を有しないとき。
- 三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらに年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、昭和四十五年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、第九条各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一 第七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間（一年未満のものを除く。）と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間（一年未満のものを除く。）とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が五年に達したとき。

六 第七十八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたとき。

7 第一項の規定による被保険者については、第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び国民年金法附則第七条の二の規定を適用しない。

附則（昭和四四年二月一六日法律第九一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条から第六条までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律及び国民年金法の規定並びに附則第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項、第十九条及び第二十二條の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

第二十条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉

年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四五年四月一日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月二六日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十五年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四五年六月四日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十五年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）を受けて権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十五年九月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十六条及び第六十七条第二項（第七十九条の二第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年以降の年の所得

による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十三年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法第七十九条の第二項中「第六十五条」とあるのは、昭和四十五年九月三十日まででは、「第六十五条（第三項を除く。）」と読み替えるものとする。

附則（昭和四十六年三月三〇日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一条中国民法第六十五條の改正規定並びに附則第五條第二項及び第三項の規定は同年十月一日から、附則第五條第一項の規定は公布の日から施行する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金（老齢福祉年金を除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において別表に定める程度の障害の状態にあるものに支給する当該老齢年金については、この法律による改正後の国民年金法第七十七條第四項又は第七十八條第七項において準用する同法第三十四條第四項の規定にかかわらず、同月から改定後の額の支給を始める。

第三条 昭和四十六年十一月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八條、第六十二条（同法第六十四條の四において準用する場合を含む。）又は第七十九條の二第四項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額で昭和四十六年十月以前の月分のものについては、なお従前の例による。

第五条 昭和四十六年一月から九月までの月分の福祉年金の支給の停止については、国民年金法第六十五條第四項及び第五項中「十六万七千三百円」とあるのは、「十七万七千三百円」とする。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十五條第四項（同法第七十九條の二において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十六年十月以降の月分の福祉年金の支給の停止について適

用し、同月前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 昭和四十六年九月三十日においてこの法律による改正前の国民年金法第六十五條第四項の規定の適用を受けていた者であつて、同年十月一日においてこの法律による改正後の同項の規定に該当しなくなつたものに係る福祉年金については、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年十月以降、その者の同年九月三十日におけるこの法律による改正前の同条第四項又は第五項の規定の適用により支給されるべき額に相当する部分の支給を停止しない。ただし、その者と共同して当該公的年金給付を受給していた者の当該公的年金給付を受ける権利が消滅したときは、この限りでない。

第六条 この法律による改正後の国民年金法第七十七條の二第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に同法第二十九條の三の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

第七条 明治三十四年十一月三日から明治三十九年十一月一日までの間に生まれた者（昭和四十六年十一月一日において六十五歳をこえ、七十歳未満である者）が、障害認定日が昭和四十六年十一月一日前である傷病により、同日において別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の国民年金法第七十九條の二第二項本文の規定にかかわらず、その者に同月から同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が同日において、老齢年金の受給権者であるとき、又は日本国民でないときは、この限りでない。

第八条 この法律による改正後の国民年金法第十八條の三の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給についても、適用する。

附則（昭和四十七年六月二三日法律第九七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民法第六十六條第一項から第三項まで並びに第六十七條第六條及び第七條の改正規定、第二条中国民法第二項及び第三項の改正規定、第三条中国民法第二項及び第三項の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法

第九條、第十條及び第十一條第二項第二号の改正規定並びに附則第二條第二項、附則第三條第二項及び附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一条中国民法第三十三條第一項ただし書、第三十八條及び第四十三條の改正規定並びに附則第二條第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民法第十八條の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六條第一項から第三項まで並びに第六十七條第六項及び第七條の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十條、第十一條及び第十二條第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九條、第十條及び第十一條第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 昭和四十七年六月以前の月分の障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）及び遺児年金の額並びに同年九月以前の月分の老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十五年以前の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止並びに国民年金法第六十五條第一項第一号による昭和四十七年九月以前の月分のごとの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民法第五十八條、第六十二条、第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の改正規定並びに第五條並びに附則第十二條第一項、附則第十九條、附則第二十二條及び附則第三十二条から附則第三十四條までの規定、昭和四十八年十月一日

二 第一条及び第二条並びに次条から附則第十八條まで、附則第二十二條から附則第二十八條まで、附則第三十一條及び附則第三十五條の規定、昭和四十八年十一月一日

三 前二号及び次号に掲げる規定以外の規定、昭和四十九年一月一日
四 第四条及び附則第十三條の規定、政令で定める日
第十三條 第四条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において二十歳をこえ七十歳未満である者が、障害認定日（国民年金法第三十條第一項に規定する障害認定日をいう。以下この条において同じ。）が施行日前である傷病（初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、施行日において同法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、第四條の規定による改正後の同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日）以後である傷病により同項に規定する障害の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日以前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害とを併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上のものである限り、かつ、その傷病に係る障害認定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六條第一項各号のいずれかに該当したこと。
二 初診日においては、国民年金の被保険者でなかつた者については、国民年金法第七十九條の二第二項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第十五條 昭和四十九年一月一日前同日以後の期間について前納された国民年金の保険料（国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。）附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く。）は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険

料を、法律第八十六号の附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く。）は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険

料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律による改正後の国民年金法の規定により納付すべき保険料の納付が行なわれなかつた国民年金の被保険者期間は、同法の規定（第八十五条第一項第二号の規定を除く。）の適用については、保険料免除期間とみなす。

第十六条 昭和四十九年一月一日前同日以後の期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき国民年金の保険料の額は、一月につき百五十円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、法律第八十六号附則第十六条第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額から千円に当該納付が行なわれなかつた月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十八条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、昭和四十八年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間（同法第七十五条第一項、附則第六条第一項及び附則第七條第一項並びに法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき九百円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月三十一日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに行なわれなければならない。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第十九条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、国民年金法第七條第二

項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの（法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしてゐるとき。

四 国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法による通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしてゐるとき。

2 前項の申出は、昭和四十九年三月三十一日までに行なわれなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわれなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第九條各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 国民年金の保険料を滞納し、国民年金法第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすに至つたとき。

国民年金法第八十七條第三項の規定にかかわらず、一月につき九百円とする。

8 第一項の申出をした者は、昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間（国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く。）について、一月につき九百円を納付することができる。

9 前項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までに行なわれなければならない。

10 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五條第一項第一号の規定の適用については、保険料とみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七條の二、第八十九條、第九十條及び附則第七條の二の規定を適用しない。

（老齢特別給付金）
第二十一条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者）には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないときは国民年金法による老齢福祉年金（以下この条において「老齢福祉年金」という。）の受給権者であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の年額は、十萬八千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 老齡福祉年金の受給権者となつたとき。

三 日本国民でなくなつたとき。

4 老齡特別給付金は、国民年金法（第七十九條の二（第六項を除く。）及び第八十條を除く。）の規定の適用については、老齡福祉年金とみなす。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九五号）抄
第一条（施行期日） この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四十九年五月三十一日法律第六三号）抄
第一条（施行期日） この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中厚生年金保険法等の一

部を改正する法律附則第二十二條の次に一條を加える改正規定は公布の日から、第二條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六條の次に一條を加える改正規定は同年十一月一日から、第一條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、第三條及び附則第五項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
2 昭和四十九年八月三十一日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年九月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一條の母子福祉年金又は同法第六十四條の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和四十九年八月三十一日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年九月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、同月からその加算の対象となる者の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

4 昭和四十九年九月における障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齡福祉年金（老齡特別給付金を含む。）の支払については、国民年金法第六十八條（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。

附則（昭和五〇年六月一三日法律第三八号）抄
第一条（施行期日） この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二條の二の改正規定 公布の日

二及び三 略

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定
昭和五十年十月一日
五 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定 昭和五十一年四月一日
(国民年金に関する経過措置等)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。
一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金
二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。)附則第十六条第一項の規定により支給する老齢年金
三 法律第九十二条附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二条附則第二十一条の老齢特別給付金
四 昭和五十年十月以降の月分の法律第八十六号附則第十六条第一項又は法律第九十二条附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二条附則第二十一条第一項中「昭和四十七年度(この項」とあるのは、「昭和四十九年度(昭和五十一年度以降の年度において、この項」とする。

附則 (昭和五十一年六月五日法律第六二号) 抄
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。
附則 (昭和五十一年六月五日法律第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。)並びに次から附則第五号まで、附則第二十四号から附則第二十七号まで及び附則第三十四号から附則第三十六条までの規定 昭和五十一年八月一日

二 第五条の規定(国民年金法第十七条、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の四、第七十七條第一項第一号、第八十五條及び第九十三條の改正規定に限る。)、第六條の規定、第七條の規定(前号に規定する改正規定を除く。)、及び附則第六條第一項の規定 昭和五十一年九月一日
三 第五条の規定(前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。)並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十條までの規定 昭和五十一年十月一日
四 第十條から第十二條まで、附則第十二條から附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
五 第五条中国国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第八條の規定 昭和五十一年四月一日
六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一条から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十三年四月一日
(第五條の規定の施行に伴う経過措置等)

第六条 昭和五十一年八月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。
2 昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。
第七条 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六十一條第一項	子であつて、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか
第六十三條第三項第義	務昭和三十一年四月一日以前に生まれた子が義務教育終了前

四において準用する終了(場合を含む。)
三 第六十三條第三項第義(第六十三條第三項の三)において準用する子(場合を含む。)
第六十四條の三第二項(第七十九條の五)及び第八十二條の二第二項において引用する場合を含む。)
第六十六條第四項
第七十九條の四第二項
第八十二條第三項
2 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者から国民年金法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を支給する。
3 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年十月一日前に第一項の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、その加算の対象となる者の数に應じ、同月からその母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。
第八条 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第五条の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「二千二百円」とあるのは、「二千五百円(昭和五十一年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十一年度の同

四において準用する終了(場合を含む。)	了
三 第六十三條第三項第義(第六十三條第三項の三)において準用する子(場合を含む。)	前 状態にある昭和三十一年四月一日以前に生まれた子
第六十四條の三第二項(第七十九條の五)及び第八十二條の二第二項において引用する場合を含む。)	第六十四條の三第二項は 妹は、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか
第六十六條第四項	終了 務昭和三十一年四月一日以前に生まれた子が義務教育終了後
第七十九條の四第二項	子であつて、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか
第八十二條第三項	子であつて、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか

第一条 一の法律は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十一年七月以前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第一条 一の法律は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十一年七月以前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第一条 一の法律は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十一年七月以前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年五月一六日法律第四六号）抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日

二 略

- 三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日
- 四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 昭和五十三年八月一日

六 第一条中国民法法第八十七条第三項の改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置等）

第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「三千三百円」とあるのは、「二千六百五十円（昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年と同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十三年年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和五十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第四条 国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間（同法第七十五条第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項、国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四

年法律第八十六号）附則第十五條第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十九條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）につき、一月につき四千円を納付することができ、

- 2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。
- 3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

附則（昭和五四年五月二九日法律第三六号）抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二條の二の改正規定及び附則第八條の規定 公布の日

二 略

- 三 前二号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和五十四年八月一日

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置等）

第二条 昭和五十四年七月以前の月分の次の各号に掲げる年金たる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金

- 二 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。）附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金
- 三 法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金

2 昭和五十四年八月以降の月分の法律第八十六号附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「昭和五十年（この項）」とあるのは、「昭和五十三年（昭和五十五年以降の年度において、この項）」とする。

（年金額の改定措置の特例）

第八条 法律第九十二号附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十三年年度の同項に規定する物価指数が昭和五十二年年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年七月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による措置は、政令で定める。
- 3 前二項の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十六号）附則第三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

- 一 昭和五十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條

- 二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條
- 三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四條

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三條

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の一

附則（昭和五四年六月九日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則（昭和五五年四月八日法律第二三二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員互助年金法の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則（昭和五五年一〇月三十一日法律第八二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七條中国民法法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十三條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
- 一 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める。」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める。」に改める改正規定及び同項中「及び

第六十二条の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。）による改正後の同法第三十四条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十六条の三、第四十六条の六、第四十六条の七、第五十条、第五十四条、第六十条、第六十八条の三、第三十一条、第三十三号、附則第十二条、附則第十六条及び附則第二十八条の三の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第三十四条から第三十八条ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一条、第四十一条ノ二、第四十四條ノ三、第五十条ノ二、第五十条ノ八ノ二、第五十一条及び別表第三ノ二の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第四条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号。以下この条において「法律第七十二号」という。）附則第十條中「、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「（第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加える改正規定を除く。）による改正後の同法附則第十條の規定、第五條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条から第四条まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十条、第二十五条の二及び第二十六条の規定、第六條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第八十二号」という。）附則第四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、第九條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。）による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十八條から附則第二十三條まで、附則第二十六條から附則第三十五條まで、附則第三十九條から附則第五十條まで、附則第五十七條、附則第五十八條及び附則第六十條から附則第六十二條までの規定 昭和五十五年六月一日

二 第七條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條及び附則第十四條の規定並びに附則第五十一條第一項及び第二項の規定 昭和五十五年七月一日
三 第一條の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第四條の規定（法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法の規定、第七條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十一條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二号附則第二十條の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十一條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十六條、附則第二十五條、附則第三十六條から附則第三十八條まで、附則第五十一條第三項、附則第五十二條第二項、附則第五十四條及び附則第五十五條の規定 昭和五十五年八月一日
（第七條の規定の施行に伴う経過措置等）
第五十一條 昭和五十五年七月分の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下この条において「法律第八十六号」という。）附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金の額については、法律第八十六号附則第十六條第二項及び法律第九十二号附則第十六條第二項並びに同法附則第二十條第二項の規定

にかかわらず、二十五万九千二百円（同法附則第十六條第一項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行われなかつた月があるときは、二十五万九千二百円から千五百円に当該納付が行われなかつた月数を乗じて得た額を控除した額）とする。
2 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）の額については、なお従前の例による。
3 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。
第五十二條 施行日の前日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第七條の規定による改正後の同法第四十一條第三項及び第四項（同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。
2 第七條の規定による改正後の国民年金法第四十一條第四項（同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による母子年金又は準母子年金の支給の停止については、昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間は、同法第四十一條第四項（同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。）中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。
第五十三條 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第七條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間において厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第九條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）第九條の改正規定による措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度と同表第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同表の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同表第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に読み替えるものとする。

昭和五十七年四月から昭和四十八年三月までの月分	五千円	昭七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百円	昭九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和六十一年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（昭和五十六年五月二日法律第五〇号）抄
第一条 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第五条及び附則第六條の規定は同年十月一日から施行する。
（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 昭和五十六年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十六年七月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。
附則（昭和五十六年六月二日法律第八六号）抄
（施行期日）
1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。
（経過措置）
4 施行日においてこの法律による改正後の国民年金法第七條の規定に該当している者（日本国民である者を除く。）については、この法律による改正後の同法第八條の規定の適用については、同条中「二十歳に達した日又は日本国内に住所を有するに至つた日」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管

理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日」とする。

5 この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であつて、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月一三日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二條の二の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年八月一日)から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十七年八月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第五条 法律第九十二号附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四條

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三條

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十條の二

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号) 抄

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行期日)

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十八年二月三日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年二月二日法律第八四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八條、第六十二條、第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに次條及び附則第三條の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。)附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法に

よる年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)以下この条において「法律第八十二号」という。)附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「(前年度)の物価指数」とあるのは「(前年度)の物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十四号)附則第四條の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))」と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十四号)附則第四條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四條

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三條

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十條の二

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十八年二月三日法律第八二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八條、第六十二條、第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに次條及び附則第三條の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。)附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法に

よる年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)以下この条において「法律第八十二号」という。)附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「(前年度)の物価指数」とあるのは「(前年度)の物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十四号)附則第四條の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))」と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十四号)附則第四條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四條

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三條

六 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十條の二

附則 (昭和五十八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十八年二月三日法律第八二号) 抄

等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の二

附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第三条 自営業者等の保険料については、国民年金の費用負担、所得比例制等との関連を考慮のうえ、今後、総合的に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

（二十歳未満の自営業者等の取扱い）
第四条 国民年金制度における二十歳未満の自営業者等の取扱いについては、厚生年金保険の適用事業所に使用される者との均衡を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

（用語の定義）
第五条 この条から附則第三十八條の二まで、附則第四十一條から第九十條まで及び附則第九十二條から第九十四條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新国民年金法 第一条の規定による改正後の国民年金法をいう。
- 二 旧国民年金法 第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。
- 三 新厚生年金保険法 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 四 旧厚生年金保険法 第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 五 新船員保険法 第五条の規定による改正後の船員保険法をいう。

六 旧船員保険法 第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。

七 旧通則法 附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法をいう。

八 旧交渉法 附則第二條第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法をいう。

九 保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者又は合算対象期間、それぞれ国民年金法第五條第一項、同條第二項、同條第八項、同條第九項、同法附則第七條第一項第一号、同項第二号又は同法附則第九條第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。

十 第一種被保険者 男子である厚生年金保険法による被保険者（同法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十一 第二種被保険者 女子である厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十二 第三種被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四條に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）又は船員法（昭和二十二年法律第九十号）第一条に規定する船員として厚生年金被保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十三 第四種被保険者 附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金被保険法第十五條第一項の規定によつて厚生年金被保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三條第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。

十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四條第一項の規定によつて厚生年金被保険法による被保険者となつた者をいう。

十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。

十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金 それぞれ厚生年金被保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。

十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金被保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）
第六条 施行日の前日において、旧国民年金法第七條第二項各号のいずれかに該当した者（同日において同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者を除く。）が、施行日において新国民年金法第七條第一項各号のいずれかに該当するとき（同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、同法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 施行日の前日において国民年金の被保険者（旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者を除く。）であつた者が、施行日において、新国民年金法第七條第一項第一号イに規定する政令で定める生徒又は学生であるときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

3 新国民年金法附則第六條の規定は、前項の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した者について準用する。

4 施行日の前日において旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において、新国民年金法第七條第一項第一号又は第三号に該当するとき（同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、同法第八條に該当しない場合においても、同日に国民年金の被保険者の資格を取得するものとし、同法附則第五條第一項に該当するときは、同日に同項の申出をしたものとみなす。

（国民年金の被保険者期間等の特例）
第八条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条、附則第三十二條第六項、第七十八條第七項及び第八十七條第八項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七條において「旧保険料納付済期間」という。）は保険料納付済期間と、旧国民年金法第五條第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該期間とみなされたものを含む。）は附則第二十七條において「旧保険料免除期間」として扱われる。

間」という。)は保険料免除期間と、旧国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であった期間に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 次の各号に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(第五項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。)は、国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九條第一項、第九條の二第一項及び第九條の二の二第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつてゐるときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

一 厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)

二 厚生年金保険法第二條の五第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(他の法令の規定により当該第二号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「平成二十四年改正前国共済法」という。))による国家公務員共済組合の組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。)

三 厚生年金保険法第二條の五第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(他の法令の規定により当該第三号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「平成二十四年改正前地共済

法」という。))による地方公務員共済組合の組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。)

四 厚生年金保険法第二條の五第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(他の法令の規定により当該第四号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るものを含む。)

3 前項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間(同項第一号に掲げる被保険者期間の計算について附則第四十七條第二項若しくは第三項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。))附則第五條第二項若しくは第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とし、前項第二号に掲げる組合員期間の計算について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。))附則第三十二條第一項又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とし、前項第三号に掲げる組合員期間の計算について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。))附則第三十五條第一項又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする。)

4 国民年金法第二十七條の規定の適用については、保険料納付済期間に算入する。

5 当分の間、第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る当該被保険料納付済期間は、国民年金法第二十六條及び第二十七條並びに同法附則第九條第一項、第九條の二第七項及び第九條の二の第二項の規定の適用については、同法第五條第一項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入せず、同法附則第九條第一項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。

6 旧国民年金法附則第六條第一項の規定により国民年金の被保険者となることのできた者

が、同項に規定する申出を行わなかつたため、国民年金の被保険者とならなかつた期間

二 旧国民年金法第十條第一項の規定による都道府県知事の承認に基づき国民年金の被保険者とならなかつた期間

三 通算対象期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

四 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に通算対象期間(旧通則法第四條第二項に規定するもの(他の法令の規定により同項に規定する通算対象期間とみなされるものを含む。))を除く。第五号において同じ。))を有しない者が、施行日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

四の二 第二項各号(第一号を除く。))に掲げる期間のうち、施行日の前日において法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。))が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。))又は減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。))の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

五 通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに第二項各号に掲げる期間である通算対象期間以外のものであつて昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの

六 施行日前の第二項各号に掲げる期間のうち、二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの(昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。)

七 施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。))附則第九條又は第十五條の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四四号)附則第十七條の規定及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五五号。附則第四十七條第一項において「法律第五五号」と

いう。))附則第十九條の規定による脱退手当金を含む。))の支給を受けた者が、施行日から六十五歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

七の二 共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第二項各号(第一号を除く。))に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(第四号の二から第六号までに掲げる期間を除く。)

八 国会議員であつた期間(六十歳以上であつた期間に係るものを除く。))のうち、昭和三十六年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの期間に係るもの(第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び前号に掲げる期間を除く。)

九 日本国内に住所を有せず、かつ、日本国籍を有していた期間(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。))のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。)

十 昭和三十六年五月一日以後国籍法(昭和二十五年法律第四十七号)の規定により日本の国籍を取得した者(二十歳に達した日の翌日から六十五歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。))その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和五十六年法律第八十六号)による改正前の国民年金法第七條第一項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号

に掲げる期間に係るもの)

の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。）
十一 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間（二十歳未満であつた期間及び六十歳以上であつた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から当該日本の国籍を取得した日の前日（同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日）までの期間に係るもの（国民年金の被保険者期間、第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。）

6 前項各号（第三号から第六号までを除く。）に掲げる期間の計算については、新国民年金法第十一条の規定の例による。
7 第五項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参酌して政令で定めるところによる。

8 附則第十八条第一項並びに国民年金法第二十六条（同法附則第九条の二第一項及び第九條の二の二第一項において適用する場合を含む。）、第三十七條第三号及び第四号並びに同法附則第九條第一項の規定の適用について、平成三年四月一日前の第三種被保険者等（第三種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第四十七條第四項、第五十二條及び第八十二條第一項において同じ。）若しくは新船員組合員（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第二項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五條第二項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。）である国民年金の被保険者であつた期間又は平成八年改正法附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員（以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。）であつた期間につき第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第十一条第一項及び第二項並びに第十一条の二の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員又は旧適用法人船員組合員で

あるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別（同一の月において二回以上にわたる第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別）の国民年金の被保険者であつた月とみなす。
9 第三項に規定する第二項各号に掲げる期間及び第五項第三号から第六号までに掲げる期間は、国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項、同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十七條ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の第三項に規定する第二項各号に掲げる期間又は第五項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間に於いてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

10 前項の規定により第五項第三号から第六号までに掲げる期間を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、第三項の規定により第二項各号に掲げる期間を保険料納付済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参酌して政令で定めるところによる。
11 第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき厚生年金保険又は船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五十一條ノニただし書に該当するときを除く。）は、当該被保険者に係る当該第一号厚生年金被保険者期間については、第二項の規定を適用せず、当該第一号厚生年金被保険者期間については、第五項第九條第一項の規定の適用については、第五項の規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、第九項の規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、保険料納付済期間（旧保険料納付済期間を含む。）及び保険料免除期間（旧保険料免除期間を含む。）以外の国民年金の被保険者期間とみなす。
12 平成三年四月三十日までに行われる新国民年金法附則第七条の三に規定する届出について

は、同条中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月（一月、四月、七月及び十月をいう。）の前月」とする。
（厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）

第八条の二 国民年金法附則第七条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とあるのは「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は第九條の二の二第一項」とあるのは「若しくは第九條の二の二第一項又は昭和六十年改正法附則第十五條第一項若しくは第二項、第十八條第一項若しくは第三十二條第六項」と、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、それぞれ当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該各号又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」とする。
（新国民年金法による年金たる給付の額の改定の特例）

第九條 次の各号に掲げる年金たる給付の額又は加算額に関する当該各号に掲げる規定の適用については、昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、昭和六十一年四月以降の月分の当該各号に掲げる規定に定める年金たる給付の額又は加算額は、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 老齢基礎年金（第八号に掲げるもの及び附則第十七条第一項の規定に該当したことによりその額が計算されるものを除く。）の額（第十号に掲げる額を除く。） 新国民年金法第二十七條（同法第二十八條第四項及び附則第九条の二第三項並びに他の法令において適用する場合を含む。）

二 障害基礎年金の額（次号に掲げる額を除く。） 新国民年金法第三十三條第一項（同条第二項において適用する場合を含む。）
三 障害基礎年金の額のうち新国民年金法第三十三條の二第一項に規定する加算額 同項
四 遺族基礎年金の額（次号に掲げる額を除く。） 新国民年金法第三十八條
五 遺族基礎年金の額のうち新国民年金法第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項に規定する加算額 同法第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項
六 新国民年金法による寡婦年金の額 同法第五十條において適用する同法第二十七條
七 新国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の額 同条第二項において適用する同法第二十七條

八 附則第十五條の規定により支給される老齢基礎年金の額 同条第三項
九 附則第十七條第一項の規定に該当したことによりその額が計算される老齢基礎年金の額（同項に規定する加算額を除く。） 同項において適用する新国民年金法第二十七條
十 老齢基礎年金の額のうち附則第十四條第一項に規定する加算額 同項（同条第二項並びに附則第十八條第二項及び第三項において適用する場合を含む。）
（新国民年金法による年金たる給付の支払期の特例）

第十條 新国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の支払については、政令で定める日までの間は、同法第十八條第三項の規定にかかわらず、旧通則法第十條の規定の例による。
2 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置については、政令で定める。
（国民年金の年金たる給付に係る併給調整の経過措置）

第十一條 旧国民年金法による寡婦年金については、国民年金法第二十条の規定は適用しない。
2 国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金、同法附則第九条の三の規定による老齢年

合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

四 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、七年六月以上は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）が、それぞれ同表の下欄に掲げらるる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）が、それぞれ同表の下欄に掲げらるる者であつて、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外のものでなければならない。）

五 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）が、それぞれ同表の下欄に掲げらるる者であつて、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外のものでなければならない。）

六 継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により同法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間又は継続した十五年間における当該第三種被保険者であつた期間とみなされた期間と当該第三種被保険者であつた期間とに基づく厚生年金保険の被保険者期間が、十六年以上であること。

七 昭和二十七年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する船員保険の被保険者期間を満たしていたこと。

八 平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項に規定する基準日前の同項に規定する衛視等（以下この号において単に「衛視等」という。）であつた期間に係る国家公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて衛視等であつた期間に係る国家公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同条第四項に規定する者であつて同項に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

九 その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること又は同条第四項若しくは第五項の規定の適用を受けることにより同法による遺族厚生年金を受けられることができること。

十 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「国の施行法」という。）第八号第一号（同法第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八号第一号に規定する在職年及び組合員期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。）又は同法第二十五条第一号（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五条第一号に規定する警察在職年及び衛視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。）。

十一 その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）。

十二 平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項に規定する基準日前の同項に規定する警察職員（以下この号において単に「警察職員」という。）であつた期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十四号において「地方の施行法」という。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。以下この号において同じ。）に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同条第五項に規定する者であつて同項に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

十三 平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項又は同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けられることができること。

十四 地方の施行法第八号第一項又は第二項（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第八号第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。）地方の施行法第四十八条第一項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第四十八条第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）地方の施行法第五十五条第一項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）又は地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）。

十五 その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けられることができること（前号に該当する場合を除く。）。

十六 施行日前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則第二の上欄に掲げる者であつた期間に係る地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

十七 その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。）を受けられることができること。

十八 施行日の前日において、共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していたこと。

十九 旧通則法第五条第二号に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができること。

二十 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第

行法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）又は地方の施行法第六十二条第一項（地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）。

二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。)

2 国民年金法附則第九條第二項の規定は、前項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

3 第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧通則法第六條の規定を参酌して政令で定めるところによる。

4 厚生年金保険の被保険者期間(他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。)につき厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき及び旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するときをを除く。)

又は船員保険の被保険者期間につき船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(旧船員保険法第五十一條ノ二ただし書に該当するときを除く。)

における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。)

は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八條第二項各号に掲げる期間に算入せず、第一項第四号から第六号までの規定の適用については、これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間に算入せず、同項第七号の規定の適用については、同号に規定する船員保険の被保険者期間に算入しない。

(老齢基礎年金の額の計算の特例)

第十三條 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七條(同法第二十八條第四項及び附則第九條の二第四項において適用する場合並びに同法第五十條及び附則第九條の三第二項においてその例による場合を含む。)

中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(老齢基礎年金の額の加算等)

第十四條 老齢基礎年金の額は、受給権者(次条第一項若しくは第二項又は附則第十八條第一項に該当する者を除く。)

が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生れた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八條において同じ。)

によつて生計を維持していたとき(当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。)

は、附則第十七條並びに国民年金法第二十七條及び第二十八條並びに附則第九條の二、第九條の二の二及び第九條の四の五の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に同法第二十七條に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(その額の計算の基礎となる附則第八條第二項各号のいずれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))の月数が二百四十以上であるもの(他の法令の規定により当該附則第八條第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。)

に限る。)

の受給権者(附則第三十一條第一項に規定する者並びに厚生年金保険法附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないものに限る。)、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金であつて同法第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているもの(政令で定める老齢厚生年金を除く。))

の受給権者及び同法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないもの(政令で定めるものを除く。))並びに政令で定める退職共済年金の受給権者を除く。)

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と

同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。)

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齢基礎年金の額は、附則第十七條並びに国民年金法第二十七條及び第二十八條並びに附則第九條の二、第九條の二の二及び第九條の四の五の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項又は第二項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第十五條 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、保険料納付済期間(附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。次項において同じ。)

及び保険料免除期間(同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十條の三第三項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次項において同じ。)

を有さず、かつ、次の各号のいずれかに該当するものが、同日において前条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき(当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。)

は、同法第二十六條に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 合算対象期間(附則第八條第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。)

と保険料免除期間(国民年金法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものに限る。)

とを合算した期間が、十年以上であること。

二 附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当すること。

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者が保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十六條に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の規定による老齢基礎年金の額は、国民年金法第二十七條の規定にかかわらず、前条第一項に規定する加算額に相当する額とする。

4 国民年金法第二十八條の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する老齢基礎年金については、適用しない。

5 国民年金法附則第九條第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

6 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「老齢基礎年金の受給権者の配偶者」とあるのは、「前条第一項各号に該当する者」と読み替へるものとする。

第十六條 附則第十四條第一項又は第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの支給を受けることができるときは、その間、同条第一項又は第二項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金は、その受給権者が前項に規定する政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第十七條 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険

者期間（附則第八條第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八條第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七條の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

二 国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数

ロ その者に係る附則別表第五の下欄に掲げる月数

2 前項の規定によつて老齢基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八條第四項「同条に定める額」とあるのは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七條第一項に定める額」と、同法附則第九條の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七條第一項に定める額」とする。

3 第一項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）

第十八條 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。同条第四項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）又は保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。国民年金法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなかつたものが、同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、同法第二十六條に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）を合算した期間が、十年以上であること。

二 附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当すること。

2 前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した当時附則第十四條第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第五項において読み替えられた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四條第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した日後にその者の配偶者が附則第十四條第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、国民年金法第二十七條及び第五項において読み替えられた

同法第二十八條の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四條第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

4 附則第十四條第三項及び第四項並びに第十六條第一項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）」と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十五歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年を経過した日」という。）」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」とする。

6 国民年金法附則第九條第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

7 新国民年金法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が第一項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第二十条 初診日が令和八年四月一日前にある傷病による障害については国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項、同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十條第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く）」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 令和八年四月一日前に死亡した者について国民年金法第三十七條ただし書の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち被保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く）」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

第二十一條 初診日が平成三年五月一日前にある傷病による障害については、又は同日前に死亡した者について前条並びに国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項、同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）及び第三十七條ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基前月（一月、四月、七月及び十月をいう。）の前月」とする。

（障害基礎年金の支給要件の特例）

第二十二條 新国民年金法第三十條の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害については旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六條及び第二十七條において同じ。）又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六條第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六條において同じ。）の受給権を有していたこととある者については、新国民年金法第三十條の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

第二十三條 疾病にかかり、又は負傷した日が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行

日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条から第三十条の四までの規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

2 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病が治らないで、昭和三十九年八月一日において旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態になかった者が、施行日以後七十歳に達する日の前日までの間に、当該傷病により初めて新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、前項の障害基礎年金を支給する。ただし、初診日において二十歳未満であつた者及び昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において旧国民年金法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

第二十四条 船員保険の被保険者であつた間に職務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、当該傷病が治つていない場合であつて、施行日において、新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同条の規定に該当するものとみなして、その者に同条の障害基礎年金を支給する。

2 前項の規定により支給される障害基礎年金は、その受給権者が旧船員保険法第四十条第二項に規定する障害年金の受給権を有するとき、その間、その支給を停止する。
(従前の障害福祉年金)
第二十五条 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にある者については、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

2 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態になく、同日後、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(同日前の同法別表に定める程度の障害の状態に該当しなかつた日から起算して

三年を経過する日までの間に限る。)は、新国民年金法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

3 旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有する者が、前二項の規定により新国民年金法第三十条の四第一項の障害基礎年金の受給権を取得したときは、当該障害福祉年金を受ける権利は消滅する。この場合において、当該障害福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

5 昭和六十一年四月分の第一項の規定による障害基礎年金については、新国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

(障害基礎年金の併給の調整の特例)

第二十六条 新国民年金法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金、施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金であつて、障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合(前条の規定により支給すべき事由が生じた場合を除く。)について準用する。施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く。)を受け、同条の規定による障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合においても、同様とする。

2 前条の規定により支給される障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、新国民年金法第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(遺族基礎年金の支給要件の特例)

第二十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有するも、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過す

る日前に死亡したもの、旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの(平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)
第二十八条 施行日の前日において旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者については、新国民年金法第三十七条に該当するものとみなして、同条の遺族基礎年金を支給する。

2 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者が、前項の規定による新国民年金法第三十七条の遺族基礎年金の受給権を取得したときは、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給権は消滅する。この場合において、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

3 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

4 昭和六十一年四月分の第一項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

5 第一項の場合における国民年金法第三十九条の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有していた者は、国民年金法第三十九条第一項に規定する妻とみなす。

7 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に對する国民年金法第三十九条第三項(同法第四十条第二項において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第三十九条第三項第四号中「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子で」とあるのは、「夫又は妻のいずれの子でも」とする。

8 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金については、国民年金法第三十九条第二項及び第三項の規定によつて年金額を改定するほか、第六項に規定する孫又は弟妹のうち一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月からその生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に應じて、年金額を改定する。

9 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金の受給権は、新国民年金法第四十条第一項及び第二項の規定によつて消滅するほか、第六項に規定する孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、同項に規定する孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。

この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と、同項第二号中「監獄」とあるのは、「刑事施設」と読み替へるものとする。

11 施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による遺児年金については、旧国民年金法第四十

七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条 国民年金法第四十九条第一項の規定の適用については、旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）は障害基礎年金とみなす。

2 国民年金法第五十二条の二第一項の規定の適用については、旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）又は前条第一項の規定による遺族基礎年金の支給を受けたことがある者は、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者とみなす。

（施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例）

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していたもの（寡婦年金にあつては、死亡したこれらの者の妻）については、附則第十五条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法第三十七条第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九条の三の規定を適用する場合には、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（旧国民年金法による給付）

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで及び第十三項並びに附則第十一條、附則第二十五條第三項、前条、附則第三十三條第一項及び附則第三十五條第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七條第一項	合算した額（その額が七十八万九千円に改定率（国民年金法等十六年改正法）という。）第一條の規定による改正後の第二十七條に規定する改定率をいう。以下「平成十六年改正法」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を越えるときは、当該額とする。）
----------------	---

旧国民年金法第三十九條第一項及び第四十四條第一項	旧国民年金法第三十九條第一項及び第四十四條第一項	昭和四十八年法律第九十一號（附則第十二條第二項の規定の適用がある場合は三千七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	昭和四十八年法律第九十一號（附則第十二條第二項の規定の適用がある場合は三千七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
--------------------------	--------------------------	---	---

旧国民年金法第七十七條第一項第一号	旧国民年金法第七十七條第一項第一号	旧国民年金法第七十九條第二項	旧国民年金法第七十九條第二項
九百六十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	九百六十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

<p>附則第九十二条の規定による改正前の国民年金法の第一部を千改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項</p> <p>第六条の規定による改正前の厚生七等の一部を千改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十條第二項</p>	<p>円 千</p> <p>四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
---	---

を除く。）を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び同法第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のもにに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む。）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、国民年金法第三十四条第一項及び第四項並びに第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項各号のいずれかに該当する者であつたものとみなす。

7 国民年金法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第三十一条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一項の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）第三十一条第二項」と、「厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する」とあるのは「旧国民年金法別表に定める」と、「同項に規定する障害等級に該当する」とあるのは「同法別表に定める」と読み替へるものとする。

8 国民年金法附則第五条の規定は、第一項に規定する給付のうち老齢年金又は通算老齢年金の受給権者については、適用しない。

9 国民年金法附則第九条の二第五項（同法附則第九条の二の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、旧国民年金法による寡婦年金については、適用しない。

10 旧国民年金法第三十九条第三項（同法第四十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第四十五条の規定は同法による遺児年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第三十九条第三項第六号及び第四十五条第六号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日

を終了した」と、同法第三十九条第三項第七号及び第四十五条第七号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあり」と読み替へるものとする。

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当する」とあるのは「該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限り）」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替へるものとする。

12 旧国民年金法による年金たる給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

13 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新国民年金法第五十五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第六十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

第三十三条 施行日の前日において児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当している者であつて、同法第六条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしていっているものについては、その者が監護し、又は養育している児童が、新たに附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の加算の対象となつた場合においても、その者に対する昭和六十一年四月以降の月分の児童扶養手当の支給については、当該児童は、児童扶養手当法第四条第二項第四号に該当しないものとみなす。

2 前項の規定に該当した者に支給する児童扶養手当の額は、児童扶養手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により手当の額が改定されているときは、その額とし、同法第九条の規定により手当の一部について支給を制限されているときは、その制限されている額を減じた額とする。）

二 国民年金法第三十三条の二の規定により加算する額（子が二人以上あるときに加算する額を除く。）を十二で除して得た額（国民年金事業に要する費用の特例）

第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 当該年度における国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第五十二条の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額

二 当該年度における附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に対する旧国民年金法第五十八条に規定する額又は同法第六十二条及び第六十三条第一項に規定する額の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七条の規定による加算額の総額

四 当該年度における旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。）を有する者に係る同法による年金たる給付（同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）に要する費用（同法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用及び第六号に掲げる費用を除く。）の額に、

イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数
を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して
得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の
月数とを合算した数

五 当該年度における旧国民年金法第七十七
条第一項又は第二項の規定によつてその額が計
算される老齢年金の給付に要する費用（次に
掲げる額に相当する部分の給付に要する費用
を除く。）の総額

イ 旧国民年金法第二十七條第一項第一号に
掲げる額

ロ 旧国民年金法第七十七條第一項第一号に
掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険
料納付済期間の月数を当該被保険者期間の
月数で除して得た数を乗じて得た額の四分
の三に相当する額

ハ 二百円に旧国民年金法第八十七條の二第
一項の規定による保険料に係る保険料納付
済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に
相当する額

六 当該年度における旧国民年金法による老
齢年金（前号に掲げる老齢年金及び老齢福祉年
金を除く。）及び通算老齢年金の給付に要す
る費用（同法第二十七條第一項（同法第二十
九條の四第一項においてその例による場合を
含む。）に定める額に相当する部分の給付に
要する費用を除く。）の総額の四分の一に相
当する額

七 当該年度における改正前の法律第八十六
号附則第十六條第一項又は改正前の法律第九
十二號附則第二十條第一項の規定により支給す
る老齢年金の給付に要する費用の総額の八分
の一に相当する額

八 当該年度における改正前の法律第九十二
號附則第十二條第二項の規定によつてその額が
計算される年金の給付に要する費用のうち
八百四十円に当該年金の額の計算の基礎とな
つた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額
に相当する部分の給付に要する費用の総額の
四分の一に相当する額

九 当該年度における旧国民年金法による老
齢福祉年金の給付に要する費用の総額

2 国民年金法第八十五條第一項の規定の適用に
つては、当分の間、同項中「次号及び第三号
に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に掲

げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法
律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六
十年改正法」という。）附則第三十四條第一項
各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に
掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の
給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の
三分の一に相当する額に相当する部分の費用を
除く。）の額」と、「四百八十」とあるのは「四
百八十（昭和六十年改正法附則別表第四の上欄
に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に
掲げる数）」と読み替えるものとする。

3 国民年金法第八十五條第一項の規定の適用に
ついては、同項第三号中「障害基礎年金」とあ
るのは、「障害基礎年金（国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）
附則第二十五條の規定による障害基礎年金を除
く。）」とする。

4 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用につ
いて、それぞれ当該各号に定める額を負担す
る。

一 当該年度における老齢基礎年金（その全額
につき支給を停止されているものを除く。）
の受給権者に国民年金基金又は国民年金基金
連合会が支給する年金に要する費用 二百円
（国民年金法第二十八條又は附則第九條の二
若しくは第九條の二の二の規定による老齢基
礎年金の受給権者に基金が支給する年金につ
いては、政令で定める額）に当該国民年金基
金の加入員期間（同法第三十條第二項に規
定する加入員期間をいう。以下この号におい
て同じ。）又は当該国民年金基金連合会がそ
の支給に関する義務を負っている年金の額の
計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間
の月数を乗じて得た額の四分の一に相当する
額

二 当該年度における国民年金基金又は国民年
金基金連合会が支給する一時金に要する費
用 国民年金法第五十二條の四第二項の加
算額の四分の一に相当する額

5 国民年金法第八十六條の規定の適用につ
いては、同条中「この法律又は」とあるのは、
「この法律（国民年金法等の一部を改正する法
律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六
十年改正法」という。）の規定によりなお従前
の例によるものとされた場合における同法第一
條の規定による改正前のこの法律及び昭和六十
年改正法の規定によりなおその効力を有するも

のとされた同法第一條の規定による改正前のこ
の法律を含む。以下この条において同じ。）又
は」とする。

第三十五條 旧厚生年金保険法による年金たる保
険給付（附則第六十三條第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた同法による老
齢年金及び通算老齢年金を含む。）、附則第八十
七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者
たる政府が支給するものとされた年金たる保険
給付、平成八年改正法附則第十六條第三項の規
定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給
するものとされた年金たる給付及び平成十三
年統一法附則第十六條第三項の規定により厚生年
金保険の実施者たる政府が支給するものとされ
た年金である給付に要する費用のうち、次の各
号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎
年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する
費用として政令で定める費用については、政令
で定めるところにより、老齢基礎年金、障害基
礎年金又は遺族基礎年金の給付に要する費用と
して、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

一 六十五歳以上の者に支給する老齢年金又は
通算老齢年金の給付に要する費用のうち、昭
和三十六年四月一日以後の当該被保険者期間
に係る部分の給付に要する費用であつて老
齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金
（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分
（附則第七十九條第二号に掲げる額に相当す
る部分を除く。）

二 障害年金（平成八年改正法附則第十六條第
三項及び平成十三年統一法附則第十六條第三
項の規定により厚生年金保険の実施者たる政
府が支給するものとされたものを除く。）の
給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月
一日以後に支給事由の生じた給付であつて障
害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した被保険者又は被保険者であつた者
の妻又は子に支給する遺族年金（平成八年改
正法附則第十六條第三項及び平成十三年統一
法附則第十六條第三項の規定により厚生年金
保険の実施者たる政府が支給するものとされ
たものを除く。）の給付に要する費用のうち、
昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じ
た給付であつて遺族基礎年金の額に相当する
部分

2 国民年金の管掌者たる政府は、共済組合又は
日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職

年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年
金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する
費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老
齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相
当する給付に要する費用として政令で定める費
用を、毎年度、政令で定めるところにより、実
施機関たる共済組合等に対して交付する。

一 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減
額退職年金又は通算退職年金の給付に要する
費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当
該組合員期間又は加入者期間に係る部分又は旧
国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を
除く。）の額に相当する部分（昭和六十年国
家公務員共済改正法附則第三十一條第一項第
二號、昭和六十年地方公務員共済改正法附則
第三十三條第一項第二號及び私立学校教職員
共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六
十年法律第六十六號）附則第六條第一項第二
号に掲げる額に相当する部分を除く。）

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和
三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給
付であつて障害基礎年金の額に相当する部分
三 死亡した共済組合の組合員（農林漁業団体
職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下
この号において同じ。）又は共済組合の組合
員であつた者の妻又は子に支給する遺族年金
の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四
月一日以後に支給事由の生じた給付であつて
遺族基礎年金の額に相当する部分

3 第一項の規定により国民年金の管掌者たる政
府が負担する費用及び前項の規定により国民年
金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第
三十八條の二第一項並びに国民年金法第八十五
條第一項及び第九十四條の二の規定の適用につ
いては、基礎年金の給付に要する費用とみな
す。

4 旧国民年金法による年金たる給付（附則第三
十一條第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた同法による老齢年金及び通算老
齢年金を含む。）に要する費用（老齢年金又は
通算老齢年金の給付に要する費用のうち同法第
二十七條第二項（同法第二十九條の四において
その例による場合を含む。）に定める額に相当
する部分並びに寡婦年金、老齢福祉年金及び同
法附則第九條の三第一項の規定に該当すること
により支給される老齢年金の給付に要する費用

とされた同法第一條の規定による改正前のこ
の法律を含む。以下この条において同じ。）又
は」とする。

を除く。は、附則第三十八條の二第一項並びに国民年金法第八十五條第一項及び第九十四條の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

第三十六條 昭和六十一年四月から昭和六十二年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、「六千八百円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を六千八百円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。

2 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、「七千円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を七千円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。

3 次の表の上欄に掲げる月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七條第四項中「六千八百円」とあるのは、それぞれ同表の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えるときは、その割合を同表に掲げる額に乘じて得た額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間において第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定により年金たる給付の額の改

定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とする。）」とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。

昭和六十三年四月から平成元年七月三十一日までの月分	七千四百円	昭和六十三年三月までの月分	三年
平成元年四月から平成二年三月三十一日までの月分	七千七百円	平成元年四月から平成二年三月三十一日までの月分	三年

第三十七條 平成元年三月までの月分の新国民年金法による保険料のうち、都道府県知事がやむを得ない事情があると認めて期限を定めて承認した市町村の区域に住所を有する国民年金の被保険者の当該期限までの期間に係る保険料の納期限については、新国民年金法第九十一條及び第九十二條の規定を適用せず、なお従前の例によるものとする。

第三十八條 施行日前の期間に係る旧国民年金法による保険料の追納については、なお従前の例による。

第三十八條の二 施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六條第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七條の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち旧国民年金法第七條第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられた額のうち、政令で定めるところにより各政府及び実施機関ごとに算定した額に相当する部分については、各政府及び実施機関が当該年度において国民年金法第九十四條の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなす。

3 第一項に規定する積立金の額の計算については、政令で定める。

4 第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）

第九十條 新厚生年金保険法附則第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた者に対する年金たる給付のうち政令で定めるものについては、施行日以後、旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（同法附則第十六條の規定によりなお従前の例によることとされた保険給付を含む。）として支給する。

2 前項の措置に伴い必要な事項は、政令で定める。

（特別一時金の支給）

第九十四條 施行日において附則第二十五條の規定による障害基礎年金、旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この項において「障害年金等」という。）を受ける権利を有し、かつ、当該障害年金等を受ける権利を有するに至つた日（当該障害年金等が附則第二十五條の規定による障害基礎年金その他の政令で定める給付であるときは、政令で定める日とする。第二号において同じ。）から施行日の前日までの期間に係る旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間（以下この条において「対象旧保険料納付済期間」という。）を有する者（附則第二十五條の規定による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有する者以外の者であつて、附則第三十一條第一項に規定するものを除く。）は、政令で定めるところにより、特別一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 施行日から特別一時金の支給を請求する日の前日までの間に、当該障害年金等を受ける権利（当該障害年金等が旧国民年金法による障害福祉年金である場合であつて、施行日以後その者が附則第二十五條第二項の規定によつて障害基礎年金を受ける権利を有するに至つたときは、当該障害基礎年金を受ける権利）が消滅したこと。

二 当該障害年金等を受ける権利を有するに至つた日から特別一時金の支給を請求する日までの間に障害基礎年金（附則第二十五條の規定によつて支給されるものを除く。）又は旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）の支給を受けたことがあること。

三 特別一時金の支給を請求する日において老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていないこと。

四 特別一時金の支給を請求する日前に老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の支給を請求したこと。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に特別一時金を支給する。

3 特別一時金の額は、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、対象旧保険料納付済期間に応じて政令で定めるところにより算定した額とする。

4 第二項の規定により特別一時金の支給を受けた場合における対象旧保険料納付済期間は、老齢基礎年金又は旧国民年金法による付加年金の額の計算については旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間でないものと、国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項、同法第三十條の三第二項、同法第三十四條第五項及び同法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）及び同法第三十七條ただし書並びに新厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書の規定の適用については旧国民年金の被保険者期間でないものと、それぞれみなす。

5 第二項の規定により特別一時金の支給を受けた場合における旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の額は、附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定にかかわらず、対象旧保険料納付済期間につき同法第二十七條の規定の例により計算した額を減じた額とする。

6 前各項に定めるもののほか、特別一時金の支給に関し必要な事項（その支給に伴い必要な事項を含む。）は、政令で定める。

四十八条までの改正規定並びに同法附則第五
 条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四
 条中国民法法等の一部を改正する法律附則
 第四条、第五条第九号、第三十二条第七項及
 び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第
 三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、
 附則第十七条の規定（前号に掲げる改正規定
 を除く。）、附則第十八条の規定（前号に掲げ
 る改正規定を除く。）、附則第十九条及び第二
 十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に
 掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十
 二条の規定 平成三年四月一日

2
 に定める日から適用する。
 一 第一条の規定による改正後の国民年金法
 （以下「改正後の国民年金法」という。）第十
 六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十
 三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三
 十九条の二の規定、第二条の規定による改正
 後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年
 金保険法」という。）第三十四条、第四十四
 条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及
 び附則第九条の規定、第三条の規定による改
 正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法
 律附則第五条の規定、第四条の規定による改
 正後の国民年金法等の一部を改正する法律附
 則第五条第十七号から第十九号まで、附則第
 八条第一項、第三項及び第四項、附則第十
 一条、附則第十三条から第十五条まで、附則第
 十七條、附則第十八条、附則第二十八條、附
 則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三
 項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十
 四條第一項、附則第四十八條第一項、附則第
 五十三條、附則第五十六條、附則第五十九
 條、附則第六十条、附則第六十一条、附則第
 六十三條、附則第七十二条、附則第七十四
 條、附則第七十七条、附則第七十八條第二項
 （同項の表旧厚生年金保険法第四十六條第一
 項の項から旧厚生年金保険法第四十六條の七
 第二項の項まで及び旧交渉法第十九條の第三
 一項の項に係る部分を除く。）及び第三項、
 附則第七十九條、附則第八十四條、附則第八
 十六條、附則第八十七條第三項（同項の表旧
 船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條
 ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九條
 ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六條第
 一項及び第十九條の三第二項の項に係る部分

を除く。）及び第四項並びに附則第九十七條
 の規定、第六条の規定による改正後の児童扶
 養手当法第五条及び第五条の二の規定、第七
 条の規定による改正後の特別児童扶養手当等
 の支給に関する法律第四条、第十六条、第十
 八条（第四条の規定による改正後の国民年金
 法等の一部を改正する法律附則第九十七條第
 二項において準用する場合を含む。）及び第
 二十六條の三の規定並びに附則第七條の規
 定 平成元年四月一日

（国民年金の年金たる給付に関する経過措置）
第二条 平成元年三月以前月の国民年金法に
 による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国
 民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十
 年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」と
 いう。）附則第三十二条第一項に規定する年金
 たる給付の額については、なお従前の例によ
 る。
 （国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経
 過措置）

第三条 平成三年三月三十一日において、第一条
 の規定による改正前の国民年金法（以下「改正
 前の国民年金法」という。）第七条第一項第一
 号イに該当した者（同日において同項第二号又
 は第三号に該当した者及び改正前の国民年金法
 附則第五条第一項の規定による被保険者であつ
 た者を除く。）が、同年四月一日において改正
 後の国民年金法第七条第一項第一号に該当する
 とき（国民年金法附則第四条第一項に規定する
 政令で定める者であるときを除く。）は、その
 者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取
 得する。ただし、その者が、同日に、改正後の
 国民年金法第八条の規定により国民年金の被保
 険者の資格を取得するときは、この限りでな
 い。

2
 平成三年三月三十一日において、改正前の国
 民年金法第七条第一項第一号イに該当した者
 （同号ロに該当しない者に限る。）であつて改正
 前の国民年金法附則第五条第一項の規定による
 被保険者であつたものは、同年四月一日に、当
 該被保険者の資格を喪失する。この場合におい
 て、その者が、同日において改正後の国民年金
 法第七条第一項第一号に該当するとき（国民年
 金法附則第四条第一項に規定する政令で定める
 者であるときを除く。）は、改正後の国民年金
 法第八条に該当しない場合においても、同日
 に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

（国民年金の被保険者期間の特例）
第四条 改正前の国民年金法第七条第一項第一号
 イに該当した期間（同項第二号又は第三号に該
 当した期間及び改正前の国民年金法附則第五
 条第一項の規定による被保険者であつた期間並
 に二十歳未満であつた期間及び六十歳以上で
 あつた期間を除く。）を有する者に係る当該期
 間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適
 用する場合にあつては、合算対象期間に算入す
 る。

2
 前項の規定により合算対象期間に算入される
 期間の計算については、国民年金法第十一条の
 規定の例による。

3
 改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに
 該当した者（同号ロに該当しない者に限る。）
 であつて、改正前の国民年金法附則第五条第一
 項の規定による被保険者であつたものの当該被
 保険者期間は、改正後の国民年金法の適用につ
 いては、改正後の国民年金法附則第五条第一項
 に規定する被保険者としての被保険者期間とみ
 なす。この場合において、当該被保険者期間の
 うち、改正前の国民年金法第五条第二項に規定
 する保険料納付済期間であつた期間は国民年金
 法第五条第一項の規定による保険料納付済期間
 と、改正前の国民年金法第八十七条の二の規定
 による保険料に係る保険料納付済期間に改正後
 の国民年金法第八十七条の二の規定による保険
 料に係る保険料納付済期間とみなす。
 （国民年金の保険料に関する経過措置）

第五条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法
 による保険料については、改正後の国民年金法
 第八十七条第四項中「八千四百円」とあるの
 は、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下
 欄に掲げる年の前年までの間において改正後の
 国民年金法第十六条の二の規定により年金たる
 給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭
 和六十三年の年平均の物価指数（総務庁におい
 て作成する全国消費者物価指数をいう。以下同
 じ。）に対する同表の下欄に掲げる率に前におけ
 る直近の同条の規定による年金たる給付の額の
 改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物
 価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて
 得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じ
 たときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満
 の端数が生じたときはこれを百円に切り上げる
 ものとす。）に読み替えるものとする。

平成三年四月から平成四年三月	八千八百	平成三
までの月分	円	年
平成四年四月から平成五年三月	九千二百	平成四
までの月分	円	年
平成五年四月から平成六年三月	九千六百	平成五
までの月分	円	年
平成六年四月から平成七年三月	一万円	平成六
までの月分	円	年

2
 国民年金法第八十七条第四項に定める保険料
 の額は、平成七年四月以後においては、法律で
 定めるところにより引き上げられるものとする。
 （名称の使用制限に関する経過措置）

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定の
 施行の際現に国民年金基金連合会という名称を
 使用している者については、改正後の国民年金
 法第三十七条の四第二項の規定は、同号に掲
 げる規定の施行後六月間は、適用しない。
 （農業者年金基金法による年金たる給付の額の
 改定の特例）

第七条 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第
 七十八号）による年金たる給付については、昭
 和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六
 十三年の年平均の物価指数の比率を基準とし
 て、平成元年四月以降の当該年金たる給付の額
 を改定する。
 2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の
 措置は、政令で定める。
 3 前二項の規定による年金たる給付の額の改定
 の措置は、農業者年金基金法の一部を改正する
 法律（昭和六十年法律第八十一号）附則第十五
 条第一項第二号の規定の適用については、農業
 者年金基金法第三十四条の二の規定により同法
 による年金たる給付の額を改定する措置とみな
 す。
 （その他の経過措置の政令への委任）
第十三条 この附則に規定するもののほか、この
 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
 める。
第十四条 平成元年四月から同年七月までの月分
 の戦傷病者遺族等援護法（昭和二十七年
 法律第二百二十七号）の規定による遺族年金及び
 遺族給与金（以下この条において「遺族年金等
 等」という。）の額は、戦傷病者戦没者遺族等

（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年
 法律第二百二十七号）の規定による遺族年金及び
 遺族給与金（以下この条において「遺族年金等
 等」という。）の額は、戦傷病者戦没者遺族等

援護法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十五号）附則第二条の規定を適用しなかつたとしたならば当該月分の遺族年金等として支払うべきであった額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支払われた平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金等は、同項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

（平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による医療特別手当等の額の特例）

第十五条 平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において「医療特別手当等」という。）の額は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三項第三項、第四項の二第三項、第五項、第四項及び第五項の二第三項の規定を同年四月一日から適用したとしたならば当該月分の医療特別手当等として支給すべきであった額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支給された平成元年四月から同年九月までの月分の医療特別手当等は、同項の規定の適用を受けた医療特別手当等の内払とみなす。

附則（平成元年二月二八日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第一条中地方公務員等共済組合法第三十八条の三に一項を加える改正規定、同法附則第十四条の三の改正規定、同法附則第十四条の六を削り、同法附則第十四条の五を同法附則第十四条の六とする改正規定、同法附則第十四条の四の改正規定、同法附則第十四条の三の次に一條を加える改正規定、同法附則第十四条の七の改正規定、同法附則第二十八条の六の改正規定及び同法附則第二十八条の七第四項の改正規定並びに附則第六条及び第九条の規定 平成二年四月一日

附則（平成五年一月二二日法律第八号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年一月九日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民年金法第四十五条及び第四十六条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第二百二条第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第四百四条、第四百八十五条及び第四百八十六条の改正規定、第十四条中年金福祉事業団法第十八条第四項及び第三十七條の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定並びに附則第三十八条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 二 第一条中国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定（十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子）を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）に改める部分に限る。」と改める改正規定、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七條第四項並びに同法附則第五條第九項、第九條第一項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第九條の三の次に一條を加える改正規定、第三條の規定（厚生年金保険法第三百三十六條の三の改正規定、同法附則第十一條の次に五條を加える改正規定（同法附則第十一條の五に係る部分に限る。）及び同法附則第十三條の二の次に一條を加える改正規定を除く。）、第五條の規定、第七條の規定、第八條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定（「第三百三十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える部分に限る。）、第九條の規定、第十一條の規定（国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二條の次に見出し及び二條を加える改正規定を除く。）、第十二條の規定並びに第十七條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定並びに附則第七條から第十一條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十四條まで、第二十七條から第三十四條まで、第三十六條第二項、第四〇條及び第四十五條から第四十八條までの規定並びに附則第五十一條中所得税法第七十四條第二項の改正規定 平成七年四月一日
- 三 第一条中国民年金法第三十六条の三第一項の改正規定及び附則第五條の規定 平成七年八月一日

ある子）を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）に改める部分に限る。」と改める改正規定、同法第三十七條の二第一項、第三十九條第三項、第四十条第三項及び第八十七條第四項並びに同法附則第五條第九項、第九條第一項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第九條の三の次に一條を加える改正規定、第三條の規定（厚生年金保険法第三百三十六條の三の改正規定、同法附則第十一條の次に五條を加える改正規定（同法附則第十一條の五に係る部分に限る。）及び同法附則第十三條の二の次に一條を加える改正規定を除く。）、第五條の規定、第七條の規定、第八條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定（「第三百三十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える部分に限る。）、第九條の規定、第十一條の規定（国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二條の次に見出し及び二條を加える改正規定を除く。）、第十二條の規定並びに第十七條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定並びに附則第七條から第十一條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十四條まで、第二十七條から第三十四條まで、第三十六條第二項、第四〇條及び第四十五條から第四十八條までの規定並びに附則第五十一條中所得税法第七十四條第二項の改正規定 平成七年四月一日

三 第一条中国民年金法第三十六条の三第一項の改正規定及び附則第五條の規定 平成七年八月一日

2 次各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（国民年金法第三十三条の二第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）に改める改正規定を除く。）による改正後の国民年金法第三十六条の二、第二十七條、第三十三條、第三十三條の二第一項、第三十八條、第三十九條第一項及び第三十九條の二の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第四十四

条、第五十條、第五十條の二、第六十二條及び附則第九條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第八條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項中「第三百三十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える改正規定を除く。）による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條の規定、第十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條、附則第三十一條第二項、附則第五十九條、附則第六十條、附則第七十八條第二項及び附則第八十七條第三項の規定、第十七條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第十八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十八條及び第二十六條の三の規定並びに附則第十七條の規定 平成六年十月一日

（国民年金の年金たる給付に関する経過措置）

第三条 平成六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第四条 施行日前に国民年金法による障害基礎年金（同法第三十條の四の規定による障害基礎年金を除く。）の受給権を有していたことがある者（施行日において当該障害基礎年金の受給権を有する者を除く。）が、当該障害基礎年金の支給事由となつた傷病により、施行日において同法第三十條第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十條第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

2 施行日前に昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金（旧国民年金法による障害福祉年金を除く。以下この項において「旧法障害年金」という。）の受給権を有していたことがある者（施行日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。）が、当該旧法障害年金の支給事由となった傷病により、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 施行日前に厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたもの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）が支給する障害共済年金若しくは障害年金（以下この項において「障害厚生年金等」という。）の受給権を有していたことがある者（施行日において当該障害厚生年金等の受給権を有する者を除く。）が、当該障害厚生年金等の支給事由となった傷病により、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（第一項に該当する場合を除く。）は、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

4 前三項の請求があつたときは、国民年金法第三十条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

5 第一項の規定は、施行日前に国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権を有していたことがある者について準用する。

6 第二項の規定は、旧国民年金法による障害福祉年金の受給権（昭和六十年改正法附則第二十五条第三項の規定により消滅したものを除く。）を有していたことがある者について準用する。

7 前二項において準用する第一項又は第二項の請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

第五節 平成七年七月以前の月の分の障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。（障害基礎年金の支給に関する特例措置）

第六節 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下この項において「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（その日が昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあるものに限る。以下この項において「初診日」という。）において、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者（昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者であつて、当該傷病による障害について障害基礎年金又は昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有していたことがないものが、当該傷病により、施行日において国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条の四第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八條第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）があり、かつ、当該被保険者期間に係る昭和六十年改正法附則第八條第一項に規定する旧保険料納付済期間（同条第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）と同条第一項に規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。（老齢基礎年金の支給の繰上げに関する経過措置）

2 国民年金法附則第九條の二第三項の規定による老齢基礎年金は、その受給権者（昭和十六年四月一日以前に生まれた者に限る。）が国民年金の被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。（国民年金法による脱退一時金に関する経過措置）

第八節 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）附則第九條の三の二の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）について改正後の国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定を適用する

第九節 次表の上欄に掲げる月の分の国民年金法による保険料については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第四項中「一万七千七百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間に同法第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、平成五年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に読み替えるものとする。

平成八年四月から平成九年三月までの月分	1万2千2百円	平成八年
平成九年四月から平成十年三月までの月分	1万2千7百円	平成九年
平成十年四月から平成十一年三月までの月分	1万3千2百円	平成十年

第十節 国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において単に「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であつた者は、平成七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、同法附則第七條の三の規定により同法第五條第二項に規定する保険料納付済期間（以下単に「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七條の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、都道府県知事に届出をすることができる。

2 前項の規定による届出は、平成九年三月三十一日までに行わなければならない。

3 第一項の規定により届出が行われたときは、国民年金法附則第七条の三の規定にかかわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

4 国民年金法による老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第三項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条及び厚生年金保険法附則第十五条の規定の適用については、昭和六十年改正法附則第十八条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」と、厚生年金保険法附則第十五条中「保険料納付済期間」とあるのは「保険料納付済期間に算入される期間」とする。

6 第一項の規定による都道府県知事に対する届出は、当該届出をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）を経由してしなければならない。

（任意加入被保険者の特例）

第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十七歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯

金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

第三十八條 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年三月三十一日法律第二十八号）抄

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年二月五日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日法律第二三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行前に国民年金の保険料を前納していた者に対する還付）

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十三条第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者については、その者（その者が死亡した場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正前の国民年金の保険料の額とこの法律による改正後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を還付する。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定

に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

二 第二百二條の規定並びに附則第六十八條中地方自治法別表第一国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項の改正規定、第七十一條、第七十五條、第二百六條及び第二百十五條の規定 平成十四年四月一日

第六十九條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第三十二條第一項、第七十八條第一項並びに第八十七條第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務 権限又は職権(以下この条において「事務等」という。)については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所の事務又は権限とする。

(準備行為)

第七十三條 第二百二條の規定による改正後の国民年金法第九十二條の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百二條の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五條 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四

項及び第五項で準用する場合を含む)、厚生年金保険法第九十條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六十條第一項、葉事法第六十條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第四項及び第五項で準用する場合を含む)、厚生年金保険法第九十條第一項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国民年金法第六十條第一項、葉事法第六十九條第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第九十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十五條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十五條 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年二月八日法律第一五号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号) 附則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄

一六〇号)抄

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国年金法第二百八十八条第四項及び第二百三十七条の十五第五項の改正規定、第四項（厚生年金保険法第八十一条の二第二項の改正規定（第百二十九条第五項又は第六項）を「第百二十九条第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。）、同法第百二十九条第四項、第百二十条の四、第百三十条第四項及び第百三十条の二の改正規定、同法第百三十六條の四の改正規定及び同法第百三十六條の二の次に一条を加える改正規定、同法第百三十九條を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第百四十条第八項の改正規定（「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。）、並びに同法第百四十一条、第百五十九條第五項、第百五十九條の二、第百六十四條第三項及び第百七十六條の改正規定に限る。）並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及び第六十條の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條、第三十二條から第三十四條まで及び第三十八條の規定 公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

二 略

三 第二条、第五条、第八条、第十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定（第四十三條）、第十四條、第三條第一項に改める部分に限る。）並びに附則第十四條から第十八條まで及び

第二十九條から第三十一条までの規定 平成十四年四月一日

四及び五 略

六 第三条、第七条、第二十条中国年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第九項の改正規定及び附則第三十七條の規定 平成十三年四月一日

2

第三条の規定による改正後の国民年金法第七十七條第一項に規定する基本方針及び第七十九條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。（基礎年金の在り方）

第二条 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。（国民年金の年金たる給付等の額に関する経過措置）

第三条 平成十二年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

2 平成十二年四月前の保険料納付済期間（第一号被保険者に係るものに限る。）のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。（積立金の運用に関する経過措置）

第三十七條 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六條第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七章の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立

行政法人に対し、特別会計に関する法律第六十二條第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。

2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。（罰則に関する経過措置）

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。（施行期日）

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第七条、第二十七條及び第二十八條（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。（施行期日）

四号）抄

附則（平成二十三年六月二十九日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成二十三年七月四日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九條 前条の規定による改正後の国民年金法（以下この条において「新法」という。）第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後の月分として支給される国民年金法による年金たる給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金たる給付については、なお従前の例による。

2 国民年金法第二十八條第一項の規定の適用については、移行農林共済年金又は移行農林年金を同項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなす。

3 新法附則第七條の二の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（旧農林共済法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）に於いて準用する。（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十三條 前条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法（以下この条において「新法」という。）附則第八條第十一項及び第四十八條第七項の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（旧農林共済法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）に於いて準用する。

2 新法附則第十一條第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧国民年金法による年金たる給付（同条第二項に規定する旧国民年金法による年金たる給付をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧国民年金法による年金たる給付については、なお従前の例による。

3 旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（旧農林共済法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）における当該旧農林共済組合員期間は、新法附則第十二條第一項第二号及び第三号の規定の適用については、新法附則第八條第二項各号に掲げる期間に算入しない。

4 新法附則第十四條第一項及び第二項並びに第十五條第一項及び第二項の規定の適用について

は、移行農林共済年金のうち退職共済年金を新法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金と、移行農林共済年金のうち障害共済年金を同項第二号に規定する障害共済年金とみなす。

附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十八條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十二條、第四十四條の二、第四十九條、第五十一條及び第五十二條並びに附則第四條、第十七條から第二十四條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十七條、第五十八條及び第六十條から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日

二 略

三 第三條、第十條及び第十七條の規定 平成十八年四月一日

四 第四條、第十一條、第十八條、第四十一條、第四十三條、第四十八條及び第五十條並びに附則第九條第二項、第十條、第十三條第

六項、第十四條、第五十六條の表平成十八年度（附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日）の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五條の規定 平成十八年七月一日

五 略

六 第五條、第十二條、第十九條、第二十條の二、第二十三條の二、第二十五條、第三十條、第三十三條、第四十四條、第四十七條及び第三十三條並びに附則第四十一條から第四十六條まで、第四十八條及び第五十五條の規定 平成十九年四月一日

七 第六條、第十三條、第二十六條及び第三十四條並びに附則第四十九條及び第五十條の規定 平成二十年四月一日

（給付水準の下限）

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額）とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（同法第四十三條第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。）を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四條の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第二條の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を上回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六條の二第一項又は第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行い、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の二元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

（国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六條の二第一項及び第七十七條第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七條第三項の規定による再計算を第一条の規定による改正後の国民年金法第四條の三第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。

（国民年金法による年金たる給付等の額に関する経過措置）

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十

年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置）

第七条 平成二十六年までの各年度における国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二條第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四條の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四條の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の国民年金法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

第一条の八	八十万四千二百円に〇・九八八
規定による十	（総務省において作成する年平均の
改正前	全国消費者物価指数（以下「物価
の国民年金四	指数」という。）が平成十五年（こ
千	の条の規定による率の改定が行わ
十七	れたときは、直近の当該改定が行
二	われた年の前年）の物価指数を下
百	回るに至つた場合においては、そ
円	の翌年の四月以降、〇・九八八
	（この条の規定による率の改定が行
	われたときは、当該改定後の率）
	にその低下した比率を乗じて得た
	率を基準として政令で定める率と
	する。以下同じ。）を乗じて得た額
	（その額に五十円未満の端数が生じ
	たときは、これを切り捨て、五十
	円以上百円未満の端数が生じた

<p>第一条の八 規定による改 正前の国民年 金法第三十二 条第二項及び 第三十八條</p>	<p>きは、これを百円に切り上げるものとする。） 八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第一条の七 規定による改 正前の国民年 金法第三十二 条第二項及び 第三十八條</p>	<p>七万七千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第十四条二 項の改正 六十一年改 正法附則四 第十四条百 第一項</p>	<p>二十三年千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とす。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

（平成二十五年度及び平成二十六年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例）

第七條の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改定後の第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九八八を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改定後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九八八を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改定後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九八八を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とする。）

第八條 平成二十六年度までの各年度における昭和六十一年改定法附則第三十二條第一項に規定する

る年金たる給付（障害年金を除く。）については、第十四条の規定による改正後の昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項（以下この項において「改正後の附則第三十二條第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項（次項において「改正前の附則第三十二條第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

昭和三十九年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項

は、これを百円に切り上げるものとする。）

<p>昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項</p>	<p>八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項</p>	<p>七万七千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>昭和六十一年改定法附則第三十二條第二項</p>	<p>二十三年千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とす。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

正前の国民年金法第七十七条第一項第一号	昭和六十年改訂第九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律百八十六号）附則第十六条第二項	昭和六十年改訂第九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律百八十六号）附則第十六条第二項	四十一万五千八百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
---------------------	---	---	--

（平成二十五年度及び平成二十六年年度における昭和六十一年改訂法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置の特例）

第八條の二 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「額に〇・九八八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律百四号）第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九八八を乗じて得た率として政令で定める率以下を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、〇・九八八」とあるのは「〇・九八八」と、〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「四十一万五千八百円に〇・九八八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九八八を乗じて得た率として政令で定める率以下を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（老齢基礎年金の額の計算に関する経過措置）

第九條 平成十六年十月から平成十八年六月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第四号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

2 平成十八年七月から平成二十一年三月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八分の七」とあるのは「六分の五」と、同条第三号中「八分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分の一」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第八号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十條 平成二十六年四月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九條の二第四項並びに第九條の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九千円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数に乘じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数から前号に規定する月数を控除して得た月数
- 四 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数
- 五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料免除期間の月数から前号に規定する月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数
- 六 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 七 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数から前号に規定する月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数
- 八 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数
- 九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料免除期間の月数から前号に規定する月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数
- 十 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料免除期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。の八分の五に相当する月数

十一 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。の二分の一に相当する月数)

十三 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の第三項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次号において同じ。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。の二分の一に相当する月数)

十五 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。)に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。の三分の一に相当する月数)

昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者について前項の規定を適用する場合においては、同項中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。(平成十七年度から平成二十年度までにおける改定率の改定に関する経過措置)

第十二条 国民年金法による年金たる給付その他の法令で定める給付の受給権者(以下この条及び次条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分(同一の改定率(第一号の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。以下この条及び次条において同じ。))が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項及び次条において同じ。)に属するものに適用される改定率の改定については、平成二十六年までの間は、同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

第十二条の二 平成二十七年において、受給権者のうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される改定率の改定については、第一号の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

第二号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定については、平成二十七年において、受給権者のうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される改定率の改定については、第一号の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

ては、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九号第一項の規定により読み替えられた第二十七号第三号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

6 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日）の属する月以後の期間に限る。）における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九号第二項の規定により読み替えられた第二十七号第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ（2）中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ（3）中「八分の一を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ（4）中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

7 平成十九年度から平成二十六年まで（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七号第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七号第三号、第五号及び第七号（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九号第二項の規定により読み替えられた第二十七号第三号、第五号及び第七号）に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ（1）中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ（2）中「四分の一を乗じて」と、同号イ（3）中「八分の一を乗じて」と、同号イ（4）中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

第十四条 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「から第二十七号第三号、第五号及び第七号」とあるのは、「から第二十七号第三号、第五号及び第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十号第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十号第一項において適用する場合を含む。）の規定によつてその額が計算されるもの）に限る。の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た数に掛ける数を合算した数とする。

イ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間

に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ト 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九号第一項若しくは第二項の規定により納付すること要しないものとされた保険料に係るものを除く。ちにおいて同じ。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に三分の一を乗じて得た数

二 附則第十号第一項各号に掲げる月数を合算した数

3 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「四百八十」とあるのは、「四百八十（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度から平成二十五年までにおける基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例）

第十四条の二 国庫は、平成二十一年度から平成二十五年まで各年度の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について、附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四号第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額、前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四号第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる数で除して得た数）を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四号第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四号第二項及び

に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三号第一項の規定により、平成二十二年年度にあつては平成二十二年年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三号第一項の規定により、財政投融資特別会計財政投融資勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）
第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）の受給権を有する者については、適用しない。
 （平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定に関する経過措置）
第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における第二条の規定による改正後の国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定については、同条第五項第二号に掲げる率をひとみなして、同項の規定を適用する。
 （国民年金の保険料の免除の特例）
第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七号第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する若しくは以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該被保険者期間に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。
- 二 第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

- 三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があつたとき。
- 2 平成十八年七月から令和十二年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該被保険者期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。
- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じ、政令で定める額以下であるとき。
- 二 国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号に該当するとき。
- 三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があつたとき。
- 3 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。
- 4 第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらの規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた者についてのみならず、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。
- 6 第一項第一号及び第二項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
- （指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例）
第十九条の二 国民年金法第九十条の二第一項に規定する指定全額免除申請事務取扱者は、同項に規定する事務のほか、前条第二項各号のいずれかに該当する同法第七号第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「納付猶予要件該当被保険者等」という。）の委託を受けて、納付猶予要件該当被保険者等に係る前条第二項の申請（以下この条において「納付猶予申請」という。）を行うことができる。
- 2 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、前条第二項の規定及び同条第三項において準用する国民年金法第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、納付猶予申請があつたものとみなす。
- 3 指定全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該納付猶予申請をしなければならない。
- 4 指定全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請に関する事務は、国民年金法第九十条の二第一項の事務とみなして、同条第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （第三号被保険者の届出の経過措置）
第二十条 第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第二項の規定は、平成十七年四月一日前の期間については、適用しない。
- （第三号被保険者の届出の特例）
第二十一条 国民年金法第七号第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金

法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、厚生労働大臣に届出をすることができ、

2 前項の規定により届出が行われたときは、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第一項の規定にかかわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

3 国民年金法による老齢基礎年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

4 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。（任意加入被保険者の資格の喪失に関する経過措置）

第二十二條 平成十七年三月三十一日において国民年金法附則第五条第一項の規定の適用を受ける被保険者であった者が、同年四月一日において第二条の規定による改正後の国民年金法附則第五条第五項第四号の規定に該当するときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

（任意加入被保険者の特例）

第二十三條 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき

特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行うとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならぬ。

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項（第一項第二号に掲げる者）にあつては、同項）の規定による申出をした者は、あつた日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

7 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに

至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなつたとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間については、国民年金法第五条第一項の規定の適用については、同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

（国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第二十四條 平成十七年四月前の保険料納付済期間（第一号被保険者に係るものに限る。）及び保険料半額免除期間のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七條及び附則第三十九條の規定は、公布の日から施行する。

（積立金の運用に関する経過措置）

第十九條 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の五第一項又は前条の規定による改正前の国民年金法第七十八条第一項の規定による報告書については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

（政令への委任）

第三十九條 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日

附則（平成一六年一月三日法律第一五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成一七年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成一十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成一十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月二二日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五十条から第七条までの規定は、平成一十七年十月一日から施行する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から第四条の二までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年七月二六日法律第七七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一十八年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成一十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行し、平成一九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九條から第六十五條までの規定は、平成二十年の予算から適用する。

一 附則第二百六十六條、第二百六十八條、第二百七十三條、第二百七十六條、第二百七十九條、第二百八十四條、第二百八十六條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百零二條、第三百零七條、第三百一十二条、第三百二十四條、第三百二十八條、第三百四十三條、第三百四十五條、第三百四十七條、第三百四十九條、第三百五十二條、第三百五十三條、第三百五十九條、第三百六十條、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八條、第三百六十九條、第三百八十條、第三百八十三條及び第三百八十六條の規定、平成二十年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五條まで、第六十七條から第二百五十九條まで及び第三百八十二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九十号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、

施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日

三及び四 略

五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日

六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日

法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があるとき認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（次条並びに附則第五条及び第十二条において「施行日」という。）前に国民年金法附則第五年第一項の規定による申出をした者については、なお従前の例による。資格の取得については、なお従前の例による。（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第六十二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二一年五月一日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五十条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む）、国民年金法第九十七條第一項（第九十三條の二第二項において準用する場合を含む。）及び附則第九條の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の十三第三項及び附則第三十四條の二、私立学校教職員共済法第三十條第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九條、船員保険法第三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四並び

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法

（適用区分）

第八十七條第一項及び附則第十七條の十四並び

(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百零一条第一項の規定による徴収金を含む)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百零一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百零一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百零一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百零一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七條第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一

の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則(平成二十二年六月二六日法律第六二号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

附則(平成二十二年七月一五日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定、第五条及び第八條の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二條第一項、第二十六條、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四條第一項及び第二項、第三十九條並びに第四十七條第二号の改正規定、第五十三條の改正規定(同条第一項の改正規定(第二十四條の二第二項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く。並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十條まで及び第十三條から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十條の三第一項)を、第三十條の三第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで)に

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

改める部分に限る。)並びに附則第二十二條の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)
第十六條 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九條の規定による付記は、それぞれ新法第三十條の四十七の規定による届出及び新法第二十九條の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二條第三項の規定を適用する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則(平成二十二年三月三一日法律第七七号)抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

適用については、同項中「共済組合若しくは」とあるのは、「共済組合、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会若しくは」とする。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三条第一項（厚生労働大臣が定めることに係る部分に限る。）、第四条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年八月一〇日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次条の規定 平成二十四年十月一日までの間において政令で定める日

四 第一条中国民法附則第五条に二項を加える改正規定及び同法附則第七条の第三項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（国民年金の保険料の納付の特例）

第二条 前条第三号に規定する政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日を属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの

に限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 前項の場合における国民年金法第八十七条の第二項の規定の適用については、同項中「第九十四条第四項」とあるのは、「第九十四条第四項又は国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二項第四項」とする。

6 第一項の規定により後納保険料を納付した者に対する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二項第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）」と、同法第二十六条第二項中「国民

年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律、附則第二条第七項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高年齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

8 国民年金法第九十九条の第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の承認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

10 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（国民年金の第三号被保険者期間の特例に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三の二の規定は、この法律の施行前に同条各号に規定する訂正に相当する訂正がなされた場合における当該訂正に係る第三号被保険者としての被保険者期間についても、適用する。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行の日

附則（平成二十三年二月二日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中国民法法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民法法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国民法法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の三の改正規定、第十條中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七

一から三まで 略

四 附則第十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行の日

附則（平成二十三年二月二日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中国民法法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民法法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国民法法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の三の改正規定、第十條中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七

一から三まで 略

四 附則第十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行の日

附則（平成二十三年二月二日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中国民法法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民法法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国民法法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の三の改正規定、第十條中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七

条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十号第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定

規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七号第一項」を「附則第九号第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次号第一項並びに附則第四条から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十七号から第五十六号まで及び第七十号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第二項を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六号、第三十七号、第四十四号の三、第五十二号第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八号第三項、第九十九号の四第一項、第九十九号の十第一項、第九十九号、第九十九号及び第九十九号の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九号の二の改正規定、同法附則第二十九号第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二号第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三号第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九号第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二号、第四十二号の二及び第二百零七号の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九号第一項の改正規定、同法附則第十二号第九項及び第十二号の四の二の改正規定並びに同法附則第十三号の十第一項第四号を削る改正規定、第十五号中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第九十四号の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六号第一項及び第九十四号の十二第一項の改正規定、同法附則第十八号第八項及び第二十号の二の改正規定並びに同法附則第二十八号の十三第一項第四号を削る改正

五 第三条中厚生年金保険法第十二号に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八号中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項の改正規定、第十五号中地方公務員等共済組合法第二十一条第一項の改正規定、第十九号の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五号の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二号第九項第一号の改正規定並びに第二十七号から第二十九号までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六号、第十七号、第四十五号、第四十六号、第五十一条から第五十六条まで、第五十九号、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害

者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二 この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

（未支給年金に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十九号の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正後の国民年金法第十九号第一項に規定する年金給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第五条 第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第十九号の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第十九号の規定を準用する。

第六条 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八号の規定は、第四号施行日の前日にお

いて、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八号第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第七条 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十四号第三項の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第三十四号第三項の規定を準用する。

（遺族基礎年金に関する経過措置）

第八条 第一条の規定による改正後の国民年金法中遺族基礎年金に関する規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に死亡した第一条の規定による改正後の国民年金法第三十七号第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者について適用し、同日前に死亡した同項に規定する被保険者又は被保険者であつた者に係る支給要件に関する事項については、なお従前の例による。

（国民年金保険料の免除に関する経過措置）

第九条 第一条の規定による改正後の国民年金法第八十九号第二項の規定は、第一条の規定による改正前の国民年金法第八十九号の規定により納付することを要しないものとされた保険料（以下この条において「改正前法定免除保険料」という。）のうち、第四号施行日の属する月以後の期間に係る保険料についても適用し、改正前法定免除保険料のうち、第四号施行日の属する月前の期間に係る保険料については、なお従前の例による。

（国民年金任意加入期間の合算対象期間算入に関する経過措置）

第十条 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条第一項（第二条の規定による改正後

定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十九条に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十二条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十三条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五十四条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二条の規定、第三条中国公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第八項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第九項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二項の改正規定及び同法附則第十三条第二項の改正規定並びに第六条の規定並びに次条から附則第六条までの規定 平成二十五年十月一日

(国民年金法等による年金たる給付等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条の二、第八

条の二、第二十七条の二、第二十八条の二、第二十九条の二、第五十二条の二、第五十三条の二及び第五十四条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び附則第六条において「昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下この条及び次条において「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付、平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金並びに平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金(以下この条において「国民年金法等による年金たる給付等」という。)について適用し、同月前の月分として支給される国民年金法等による年金たる給付等については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年五月三十一日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)

附則 (平成二十五年五月三十一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。)及び第五十条の規定 公布の日

二 略

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)の項中「電子

署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三十条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。)、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附則 (平成二十五年六月二十六日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第四十三号、第四十六号及び第五十三号の規定 公布の日

二 第三条中国国民年金法第八十八条第一項の改正規定、同法第九十条の次に一条を加える改正規定、同法第九十条の四第一項ただし書の改正規定、同項第三十号の次に一号を加える改正規定、同項第三十七号の次に二号を加える改正規定、同法附則第五條第十三項の改正規定及び同法附則第九條の四の二を同法附則第九條の四の七とし、同法附則第九條の四の次に五条を加える改正規定、第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第九十七号から第九十九条まで及び第五十二條の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中国国民年金法第十二條の見出しを削り、同条の前の見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三條第一項の改正規定及び同法第九十九條の四第三項第三号の次に一号を加える改正規定並びに附則第九十六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(法制上の措置等)

第二条

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(定義)

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二 改正後厚生年金保険法 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正後国民年金法 第三条の規定による改正後の国民年金法をいう。

六 改正前確定拠出年金法 附則第二百二條の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。

七 改正後確定拠出年金法 附則第二百二條の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

八 改正前保険業法 附則第三百一十一條の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第五五号)をいう。

九 改正後特別会計法 附則第三百五十五條の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。

十 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。

十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例により施行日以後に設立された厚生年金基金をいう。

十二 厚生年金基金 旧厚生年金基金又は存続厚生年金基金をいう。

十三 存続連合会 附則第三十七條の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

(第三号被保険者であつた者の届出に関する経過措置)

第九十六条 改正後国民年金法第十二条の第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後において改正後国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者でなくなつた者について適用する。

(障害基礎年金等の支給に関する経過措置)

第九十七条 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間(以下この条において「時効消滅不整合期間」という。)となつた期間を有する者であつて、初診日がこの法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日(初診日前に当該記録した事項の訂正がなされた者にあつては、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))から起算して三月を経過する日)までの間にある傷病による障害を有するもの(第二号施行日において当該障害を支給事由とする国民年金法による障害基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付を受けている者(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。))及び当該初診日の前日までの間に当該時効消滅不整合期間について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項の規定による届出をした者を除く。)について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。))においては、同条第一項中「次条第一項」とあるのは「次項及び次条第一項」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(障害基礎年金又は附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。))と、「当該届出が行われた日」とあるのは「平成二十五年改正法附則第九十七条第一項に規定する傷病に係る初診日の前日」とする。

2 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、この法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日(当該記録した事項の訂正がなされた

後に当該者が死亡した場合にあつては、第二号施行日から起算して三月を経過する日)までの間に死亡したものの(第二号施行日において当該死亡に係る国民年金法による遺族基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付が支給されている場合(これらの給付の全部につき支給が停止されている場合を含む。))及び当該死亡の日の前日までの間に当該時効消滅不整合期間について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項の規定による届出が行われた場合を除く。)について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。))においては、同条第一項中「被保険者であつた者は」とあるのは「被保険者であつた者の遺族(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に係る遺族基礎年金又は附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付を受けることができる者に限る。))は、当該被保険者又は被保険者であつた者の」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(遺族基礎年金又は附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。))と、「当該届出が行われた日」とあるのは「死亡日の前日」とする。

(特定保険料の納付に関する経過措置)

第九十八条 改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定は、第二号施行日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

第九十九条 前条の政令で定める日の翌日から国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十三号)附則第二条の規定の施行の日以後三年を経過する日までの間に改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「六十歳以上である者」と、「六十歳未満である場合にあつては、承認の日」の属する月前十年以内の期間」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者以外の者である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間を除く。」とする。

第一百条 国民年金法による老齢基礎年金(以下この条において単に「老齢基礎年金」という。))

の受給権者(改正後国民年金法附則第九条の四の四に規定する特定受給者を除く。))に対する附則第九十八条の政令で定める日の翌日の属する月から当該翌日以後一年を経過する日の属する月までの月分の老齢基礎年金のうち、改正後国民年金法附則第九条の四の三第四項本文の規定により改定された老齢基礎年金の支給を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる額から当該改定が行われなかったとしたならば支払期月ごとに支払うものとされることとなる額を控除して得た額に相当する部分については、改正後国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、当該経過する日の属する月の翌々月に支払うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)

第一百五十二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二六年五月三〇日法律第四二号)抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二六年六月一日法律第六四号)抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十六条及び第十九条の規定。公布の日)

二 第一条中国国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第七條の十四の改正規定、第六條から第十二條

までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定。平成二十七年一月一日

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百條第一項にただし書を加える改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九條の九の改正規定、同法第十條に一項を加える改正規定、同法第九條の十第一項第三十六號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第十三條の二の改正規定及び同法第十三條の三第一項の改正規定並びに第四條の規定並びに次條の規定。平成二十七年七月一日

六 附則第十條及び第十一條の規定。平成二十七年十月一日

七 第二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十二條及び第十三條の

改正規定、第十三條中厚生年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定。平成二十七年一月一日)

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百條第一項にただし書を加える改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九條の九の改正規定、同法第十條に一項を加える改正規定、同法第九條の十第一項第三十六號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第十三條の二の改正規定及び同法第十三條の三第一項の改正規定並びに第四條の規定並びに次條の規定。平成二十七年七月一日

六 附則第十條及び第十一條の規定。平成二十七年十月一日

七 第二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十二條及び第十三條の

改正規定、第十三條中厚生年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定。平成二十七年一月一日)

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百條第一項にただし書を加える改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九條の九の改正規定、同法第十條に一項を加える改正規定、同法第九條の十第一項第三十六號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第十三條の二の改正規定及び同法第十三條の三第一項の改正規定並びに第四條の規定並びに次條の規定。平成二十七年七月一日

六 附則第十條及び第十一條の規定。平成二十七年十月一日

七 第二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十二條及び第十三條の

改正規定、第十三條中厚生年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定。平成二十七年一月一日)

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百條第一項にただし書を加える改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九條の九の改正規定、同法第十條に一項を加える改正規定、同法第九條の十第一項第三十六號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第十三條の二の改正規定及び同法第十三條の三第一項の改正規定並びに第四條の規定並びに次條の規定。平成二十七年七月一日

六 附則第十條及び第十一條の規定。平成二十七年十月一日

七 第二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十二條及び第十三條の

改正規定、第十三條中厚生年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定。平成二十七年一月一日)

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百條第一項にただし書を加える改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九條の九の改正規定、同法第十條に一項を加える改正規定、同法第九條の十第一項第三十六號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第十三條の二の改正規定及び同法第十三條の三第一項の改正規定並びに第四條の規定並びに次條の規定。平成二十七年七月一日

規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

八 附則第十四条及び第十五条の規定 平成二十八年七月一日

（検討）
第二条 政府は、前条第五号に掲げる規定の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会保障審議会への諮問）

第三条 厚生労働大臣は、第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民年金法（次条及び附則第五条において「第三号改正後国民年金法」という。）第十四条の第三項又は第三号の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の厚生年金保険法（以下「第三号改正後厚生年金保険法」という。）第二十八条の第三項の方針を定めようとするときは、同号に掲げる規定の施行の日前においても、社会保障審議会に諮問することができる。

2 厚生労働大臣は、第二条の規定（附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民年金法（以下この項において「第七号改正後国民年金法」という。）附則第九条の四の七第九項（第七号改正後国民年金法附則第九条の四の九第九項、第九条の四の十第七項及び第九條の四の十一第七項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするときは、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第七号施行日」という。）前においても、社会保障審議会に諮問することができる。

第四条 第三号改正後国民年金法第十四条の四の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。

（旧国民年金法による給付の受給権者等に係る経過措置）

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十二項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次項において「旧国民年金法」という。）第十九条の規定その他未支給の年金の支

給に関する規定であつて政令で定めるものにより未支給の年金の支給を請求することができる者については、国民年金法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者となし、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定を適用する。

2 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国民年金法による遺児年金その他死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる者については、国民年金法による遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子とみなして、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（国民年金の保険料の納付の特例）

第十条 平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日までの間、国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）及び保険料免除期間（同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。）以外の期間（承認の日の属する月前五年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 前項の場合における国民年金法第八十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「第九十四条第四項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第四項」とする。

6 第一項の規定により後納保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第七項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

8 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の承認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

10 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（国民年金の保険料の納付の特例に関する経過措置）

（特定付加保険料の納付）

第十二条 第七号施行日から起算して三年を経過する日（以下「特定付加保険料納付期限日」という。）までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法第八十七条の二第二項の規定による保険料（以下この条及び次条において「付加保険料」という。）を納付する者となつた期間を有する者であつて、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことにより公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）第一条の規定による改正前国民年金法（以下この項において「平成二十四年改正前国民年金法」という。）第八十七条の二第四項の規定の適用を受けたものに限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者（附則第十四条第一項において「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間（政令で定める期間を除く。）であつて、付加保険料に係る保険料納付済期間以外の保険料納付済期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことによる平成二十四年改正前国民年金法第八十七条の二第四項の規定の適用をしないかつたとしたならば付加保険料を納付する者となつた期間（承認の日の属する月前十年以内の期間に限る。）に限り、同項において「特定付加対象期間」という。）の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の国民年金の保険料（以下「特定付加保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定付加保険料の納付は、先に経過した月の付加保険料に係る特定付加保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定付加保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に

保る月の付加保険料が納付されたものとみなす。

4 国民年金法による老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除く。）が第一項の規定による特定付加保険料の納付を行った場合における同法第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得した」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十二条第一項の規定により同項に規定する特定付加保険料を納付した」とする。

5 国民年金法による付加年金（次条において「付加年金」という。）の受給権者が第一項の規定による特定付加保険料の納付を行ったときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、当該受給権者が同条第一項に規定する特定受給者である場合であつて、当該受給権者について、第三項の規定により付加保険料が納付されたものとみなされた当該納付に係る月数が、同条第一項に規定する特例付加納付済期間の月数に満たないときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、特定付加保険料の納付手続その他特定付加保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（特定受給者の付加年金の特例）

第十三条 特定付加対象期間を有する者であつて、第七号施行日において当該特定付加対象期間が付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとして付加年金を受けられているもの（付加年金の全部につき支給が停止されている者を含む。次項において「特定受給者」という。）が有する特例付加納付済期間（特定付加対象期間のうち、第七号施行日において付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとされた特定付加対象期間をいう。）は、国民年金法その他の政令で定める法令の規定（付加年金に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定付加保険料納付期限日までの間、付加保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

第十四条 平成二十八年七月から令和十二年六月までの期間において、五十歳に達する日の属す

る月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五十三条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 国民年金法第九十条第二号及び第三号に該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項の規定を適用しない。

5 第一項の規定による厚生労働大臣の申請の受理及び処分権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

6 国民年金法第九十条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の申請の受理及び処分の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

8 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

9 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

保険者等に係る前条第一項の申請（以下この項において「納付猶予申請」という。）を行うことができる。

2 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する国民年金法第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、納付猶予申請があつたものとみなす。

3 指定全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該納付猶予申請をしなければならぬ。

4 指定全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請に関する事務は、第五号改正後国民年金法第九十条の二第一項の事務とみなして、同条第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第九条の二の五（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第六条第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）国民年金法第九十七条第一項（同法第三十四条の二第一項において準用する場合及び第三百三十七條の二十一に年金給付遅延加算金支給法第六條第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）
（その他の経過措置の政令への委任）
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為について不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年三月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三号第一項の改正規定、同法附則第四号の四の改正規定、同法附則第五号の改正規定、同法附則第五号の二の改正規定、同法附則第五号の三の改正規定並びに同条の次に四号を加える改正規定、第七号中船員保険法第七十号第四項の改正規定及び同法第八十五号第二項第三号の改正規定、第八号の規定並びに第十二号中社会保険診療報酬支払基金法第十五号第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九号まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九号第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九号及び第二十九号の規定、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附則（平成二八年六月三日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十九条及び第八十二条の二の改正規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項及び第四十一条第三号の改正規定並びに附則第七九条の規定 平成二八年七月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の際現にこの条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「改正前国民年金法」という。）第二百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事である者は、施行日に、第七号の規定による改正後の国民年金法（次項において「改正後国民年金法」という。）第二百二十四条第二項ただし書の規定により国民年金基金の理事として選挙されたものとみなす。この場合において、その選挙されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第二百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に改正前国民年金法第二百三十七号の十二第二項ただし書の規定により

選任された国民年金基金連合会の理事である者は、施行日に、改正後国民年金法第二百三十七号の十二第二項ただし書の規定により国民年金基金連合会の理事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第二百三十七号の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下

この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年一月二四日法律第八四号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則（平成二八年一月二六日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 第一条中国国民年金法第二十七号の三第一項、第二十七号の四及び第二十七号の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三号の三第一項、第四十三号の四及び第四十三号の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十三条の規定 平成三十年四月一日
- 五 第一条中国国民年金法第五号第一項の改正規定、同法第八十七号第三項の表の改正規定、同法第八十七号の二第二項の改正規定、同法

第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九条第一項、第六百六条第一項及び第八百八条第二項の改正規定並びに同法附則第五百八条第一項の改正規定並びに附則第四條及び第五十一条の規定 平成三十一年四月一日

六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二條中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。） 令和三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（改定率の改定に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。）第二十七条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七条の五（改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七条の五第一項第二号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

（国民年金保険料の免除に関する経過措置）

第四条 改正後国民年金法第八十八条の二の規定は、平成三十一年四月以後の期間に係る国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条の改正規定、同法第二百二十二条第三項の改正規定、同法第二百二十三条第三項の改正規定、同法第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十九条第六項の改正規定、同法第二百三十三条の三第一号の改正規定、同法第二百三十三条の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七條、第九條、第十條、第二百二十二条及び第二百二十三條の規定（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第二百二十三條 前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法第三十六条の三第一項の規定は、令和元年八月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

前条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が令和元年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が令和元年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

いて適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

前条（第八号に係る部分に限る。）の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が令和元年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百四十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百三十三條の二、第二百三十三條の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一条 施行日の前日以前に属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日の前日以前に属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中高齢者の医療の確保に関する法律

第六十條の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六條中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六條第二項の改正規定並びに第八條中国健康保険法第八十八條第一項及び第二項並びに第九十條の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十三條の二第一項の改正規定並びに附則第三條、第六條及び第十六條の規定 公布の日

二から四まで 略

五 第五十條中高齢者の医療の確保に関する法律第九十條第三項の改正規定、第七條の規定及び第十二條中介護保険法第六十六條第三項の改正規定並びに附則第四條、第五條、第十二條及び第十五條の規定 令和三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第十五條及び第十六條において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「千円」を「八万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第七十一条、第四百四十四条並びに第四百九十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定 以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中国国民年金法第九十条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十二条の改正規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)、附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)、附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七十七項の改正規定並びに附則第九十七条の規定

二 略

五 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中厚生年金保険法附則第二十条中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則

(施行期日)

第十四条第一項第二号の改正規定、第十五条第三項及び第二百二十四条の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定(同項の表第一百一十一条第二項の改正規定を除く。)、第二十一条中確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の改正規定、附則第三条から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)、附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九条の改正規定 令和三年四月一日

六 第二条中国国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項、第十三条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定 令和三年八月一日

七・八 略

九 第三条、第五条、第十六条、第十八条及び第二十五条並びに附則第七条、第十一条、第十八条、第二十三条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十九条中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三条の二の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条及び第五十四条の規定 令和五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し及び厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額と同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(寡婦年金に関する経過措置)
第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

